
平成29年 第3回(定例)南部町議会会議録(第4日)

平成29年6月23日(金曜日)

議事日程(第4号)

平成29年6月23日 午前11時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第42号 南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第43号 平成29年度南部町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第5 議案第44号 平成29年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第6 請願第4号 テロ等組織犯罪準備罪(共謀罪)の創設に反対する請願書
- 日程第7 陳情第5号 北朝鮮のミサイルに備えた避難訓練等の実施を求める陳情
- 日程第8 請願第6号 地方財政の充実・強化を求める陳情
- (追加議案)
- 日程第9 議案第45号 南部町農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上とすることについて
- 日程第10 議案第46号 南部町農業委員会委員の任命について
- 日程第11 発議案第4号 議会における地方行政調査について
- 日程第12 発議案第5号 南部町飲酒運転根絶宣言に関する決議について
- 日程第13 発議案第6号 憲法尊重擁護義務の厳守を求める意見書
- 日程第14 発議案第7号 地方財政の充実・強化を求める意見書
- 日程第15 委員会の閉会中の継続調査の申し出について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第42号 南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

- 日程第4 議案第43号 平成29年度南部町一般会計補正予算(第1号)
日程第5 議案第44号 平成29年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
日程第6 請願第4号 テロ等組織犯罪準備罪(共謀罪)の創設に反対する請願書
日程第7 陳情第5号 北朝鮮のミサイルに備えた避難訓練等の実施を求める陳情
日程第8 請願第6号 地方財政の充実・強化を求める陳情

(追加議案)

- 日程第9 議案第45号 南部町農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上とすることについて
日程第10 議案第46号 南部町農業委員会委員の任命について
日程第11 発議案第4号 議会における地方行政調査について
日程第12 発議案第5号 南部町飲酒運転根絶宣言に関する決議について
日程第13 発議案第6号 憲法尊重擁護義務の厳守を求める意見書
日程第14 発議案第7号 地方財政の充実・強化を求める意見書
日程第15 委員会の閉会中の継続調査の申し出について

出席議員(14名)

1番 加藤 学君	2番 荊尾 芳之君
3番 滝山 克己君	4番 長束 博信君
5番 白川 立真君	6番 三鴨 義文君
7番 仲田 司朗君	8番 板井 隆君
9番 景山 浩君	10番 細田 元教君
11番 井田 章雄君	12番 亀尾 共三君
13番 真壁 容子君	14番 秦 伊知郎君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 岩田 典弘君 書記 田村 誠君

書記 杉 谷 元 宏君

書記 中 前 元 希君

説明のため出席した者の職氏名

町長	陶 山 清 孝君	副町長	松 田 繁君
教育長	永 江 多輝夫君	総務課長	唯 清 視君
総務課課長補佐	藤 原 宰君	企画監	中 田 達 彦君
企画政策課長	大 塚 壮君	防災監	種 茂 美君
税務課長	伊 藤 真君	町民生活課長	山 根 修 子君
子育て支援課長	仲 田 磨理子君	教育次長	板 持 照 明君
総務・学校教育課長	見 世 直 樹君	病院事務部長	中 前 三紀夫君
健康福祉課長	糸 田 由 起君	福祉事務所長	岡 田 光 政君
建設課長	田 子 勝 利君	産業課長	芝 田 卓 巳君

午前11時00分開議

○議長（秦 伊知郎君） それでは、会を開きたいと思います。

ただいまの出席議員数は14人です。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（秦 伊知郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、次の2人を指名いたします。

6番、三鴨義文君、7番、仲田司朗君。

日程第2 議事日程の宣告

○議長（秦 伊知郎君） 日程第2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第3 議案第42号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第3、議案第42号、南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 予算決算常任委員長です。議案第42号、南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について。

委員会をもって採決の結果、賛成10名、反対3名の賛成多数で可決すべきものと決しました。賛成、反対ございましたので、それぞれの意見を報告をさせていただきます。

まず、反対者の意見ですが、特別職の報酬の引き上げ自体は賛成であるが、その中で一部分、人権啓発専門員さん、この方の引き上げを、年数と夜の仕事が多いという理由であるが、もし本当にそういったプロの方を養成をする、育て上げるというのであれば正規職員にすべきであり、特別職のままでこういった引き上げは反対であるというもの。

そして、賛成の方の御意見としては、同じ件になりますが、特別職の方、プロフェッショナルの方がこういう給与が高い専門職というところになる道ができるのであれば、今後、励みにもなると思われるので賛成であるという、それぞれの賛否の意見がございました。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論ありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番、亀尾でございます。この議案第42号、南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてであります。これについて反対するものであります。理由は、先ほど委員長のほうからも報告ありましたが、私も反対意見と同じ考えであります。

今の状況を言いますと、全国的にはもちろんですが、この地方でも雇用は増加していると言えらると思います。しかし、反面、労働に対する待遇は向上したとは言い切れないと思います。多くの職場では、依然としてやっぱりワーキングプアの方が多数おられる、これが現状ではないでしょうか。

私は、待遇を改善する、いわゆる向上するということについては賛成であります。しかし、この予算の中で1カ所だけ、いわゆる委員長報告にありましたが、人権啓発専門員、これは新たに

つくられたポストではなかったでしょうか。これをポストと理由を上げたものは、やはりこういうポストをつくって待遇を上げたいということだったんです。理由はなぜかといいますと、ありましたけども、勤務年数が多い、いわゆる経験を多く積まれているということ、そして夜の会議にも出られる機会が多いということ、こういう説明でありました。

私は、こういう重要なポストであるならば、委員長報告にありましたように、ちゃんと正規の職員を入れるか、あるいは非常勤で続けると、少なくとも続けるということであれば、これは町から支給される金額であります。でありましたら、きちんとした条例に基づくような裏づけになるものを同時に条例をつくって、その上でやるというのであれば、それはそういう考えもあるかなと思うんですけども、この点について賛成できませんので、反対するものであります。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

5 番、白川立真君。

○議員（5 番 白川 立真君） 5 番、白川です。この案件に関しまして可決すべきという立場で討論をさせていただきます。

先ほども亀尾議員のほうから、報酬を上げるという部分については、これは賛成だということを書いておられました。

今回、非常勤の中で、特別職の中で、一部の方のちょっとお話になってしまいますけども、この特別職の方は一般職の方に比べ、専門性の高い業務内容となっていると考えております。私も人権会議のメンバーですが、人権にかかわる業務の中で現代社会のひずみから生まれてくるさまざまな課題への対応は、さらに深く、さらに広くを求められ、停止線というものがないんだなというふうに感じております。つまり、どんどん広がりを見せている。このたび新しく設置された人権教育啓発専門員は、そういう背景から生まれてきたのだと思っております。このポジションの任に当たられる方は、これまで蓄積したものをフルに生かして鋭意頑張っていただきたいと思っております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論ありますか。

13 番、真壁容子君。

○議員（13 番 真壁 容子君） 今回の特別職の非常勤の報酬、反対、先ほど亀尾議員も述べました。

委員長がまとめてくださったように、本来であれば、それだけ専門性の高い方であれば正規採用すべきだという意見もちろんです。とりわけ委員会の中で論議になったのは、いわゆる特

別にこれだけを決めてやっていくことについての疑問が出されたのではなかったでしょうか。私たちは、職員については、原則、待遇改善することは大いに賛成だし、やっていただきたい。

同時に、そのやり方は公平で公正でなくてはならない。そこもしっかりと私たちは見ていかんといけんと思うんですよ。そういう意味でいえば、出された理由が、夜の会議等が多い問題、それから勤務年数が10年、先ほどの討論ではいわゆる人権にかかわっているとおっしゃいました。町内全体見たら、この非常勤の特別職ではないんですけども、非常勤の一般職でなさっている図書館司書や保育士の方々も10年の方、いらっしゃるんじゃないかと思うんですよ。もしそうであれば、そういう方々をどのようにして待遇改善していくかという全体のテーブルにのせなくては、このように特定のもんを出して、その理由が夜の仕事というか、いわゆる時間外労働が多いということだと思うんですけども、そのこと、年数が長い。これだけするのであれば、例えば10年以上の方について、時間外労働が何時間以上の場合にはこれ適用するというようなことしなければ、整合性がないのではないかと。行政は、やはり住民からの信頼、職員からの信頼といたら、公正公平が一番に問われる問題だと思いますので、そういう点でいえば、私は非常勤の特別職を報酬引き上げは、やってきたこと大いに歓迎するんだけど、ここで私は汚点残したらいけないと思うんですよ。その点については十分お考えいただきたいということで反対いたします。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論はありますか。

8番、板井隆君。

○議員（8番 板井 隆君） 8番、板井です。私は、議案第42号について賛成の立場で討論させていただきます。

まず、この人権教育と啓発の役割、このたび専門員としてなられるわけですが、この人権教育啓発推進法というのは、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動であり、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的として、いろいろな啓発活動をされるということです。

先ほど白川議員が賛成討論されたように、非常に専門的なものであり、それにたけておられる、10年間、これまで人権教育推進員として大変御尽力をいただいた方だというふうに説明も受けました。

先ほど反対討論の中で、昼も仕事し、夜もし、非常に過重な仕事をしていただいているというふうな説明があったんですけど、私は、それだからこの専門員というものをつくられたというわけではないというふうには理解をしています。それはこの10年間の歴史の中で、普遍的な人権尊

重の理念というものを大切にしながら、町民の皆さんにわかりやすくさまざまなことを行い、そしてテーマを持って対応してきてこられた、それが評価されたものだというふうに感じております。

賛成討論でも先ほど委員長が、報告がありましたように、これからもそういった形で専門的に一生懸命やっていけば、いずれはそういったようなまた新しいステップを踏むことができる、そういった機会を与えていただいたというふうに思っております。そういった意味で、この特別職における人権教育啓発専門員の配置、これは間違いないというふうに思います。

以上で賛成の討論とさせていただきます。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論ありますか。

〔討論なし〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第42号、南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

賛成、反対御意見ございましたので、起立によって決したいと思います。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第4 議案第43号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第4、議案第43号、平成29年度南部町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 予算決算常任委員長です。議案第43号、平成29年度南部町一般会計補正予算（第1号）は、予算決算常任委員会をもって審査の結果、賛成10名、反対3名、賛成多数で可決すべきものと決しました。

賛成、反対ございましたので、それぞれの出ました意見を御報告をさせていただきます。

まず、反対者の意見です。反対の1つ目の理由は、複合施設検討委員会への300万円というふうに発言がありますが、これは検討委員会への300万円ではなくて、予算の300万円という意味合いだというふうに思います。今回は、検討委員会で整備基本計画を委託するとのことに

疑問を持っている。公民館の整備については住民主体で考えないといけない。検討委員会は前の段階でも同じメンバーである。民間が主体になっているので、財政のことを聞いてもわからないということもあるのではないか。委員会も見直して、町の職員も含めて検討をしてほしい。あと、財源の問題ですが、町長が、人口が減ったら水道料金等の負担を上げないといけないと言われていたが、その中でどのくらいのハード財源が可能なのか不明である。限られた財源を使う、できるだけお金のかからない方法を求めたい。貧窮する住民の生活、公共料金の負担を少なくするための使い方を考えるべきである。

もう一つは、墓苑の問題。これは宮前墓苑ですが、今回の支出については条例に載っていない支出となっているので、考え方を明確にする必要があり、反対をするというものでした。

次に、賛成者の意見です。反対議員が言われたことももっともだが、複合施設は必要である。今後の考えで、民間手法、PPPやPFIとかを加味した町財政に影響しないもの、人口が減る中でつくって大丈夫な案を考えて出てくるものと思うので、賛成であるという意見でございます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論ありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番、亀尾でございます。平成29年度南部町一般会計補正予算（第1号）に反対するものであります。理由は、私は一般質問でもこれを取り上げてやったわけなんです。それから、委員会の中でもございましたね。今回は補正額が、349万4,000円が上がっておりますね。

私は、反対の理由は、複合施設の検討事業については、まず公民館さいはく分館の場所に、図書館ほかも含めた建てかえの複合施設を整備する、この目的ということでもありますね。

基本計画の策定は民間事業者に委託して、専門的見地を踏まえて計画を策定する、このように説明書にはあります。しかし、複合施設検討委員会、委員は10人です。この中で町民の公募者は希望者が5人あったそうですが、2人だけに絞ったということでしたね。片方では、民間の企業から2社が参加をされておられます。一つは銀行、もう一つはJR会社の関係の加わったところが参加しております。

私は、公民館が本来の役割の基本である、このことからすれば、町民の声を広く聞くことが欠

落している、このことがないでしょうか。さらに、土地買収の考えもあることなど、建設費もはつきりしません。31年にはこれを行うということなんですけども、しかし、私は一般質問の中でも、ほかの方の要求でも、限られた財源ということを盛んに言われます。しかし、現在の建物、いわゆる現在の建物のリフォームを含めた、そしてこの時期には公募による委員の人員をふやして、もっと広く聞いて、だってこれが1年や2年で終わる建物ではありません。恐らく20年、30年、場合によってはもっとでも長く、耐用年数が終わっても使えることだと思います。

そういう中、町長も常に言われるのは、将来の人口を推計すると減るということを言われております。そういう中で、本当にそれに見合うそういう施設を、みんなの意見を酌み合っているものにつくり上げていく、そのことを主張するものであります。そういうことから、この議案に対しては反対をいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

8番、板井隆君。

○議員（8番 板井 隆君） 8番、板井です。私は、この議案第43号の一般会計の補正予算について賛成の立場で討論いたします。

これはきのう、議員として立ち上げました複合施設建設調査特別委員会のほうで企画課長、企画監含めて今までの経過等々をるる説明を受け、今後の流れについても説明を受けたところです。

まず、先ほど言っておられました検討委員会なんですけれど、何といいますか、地域の業者、また町外の業者が入ってるということなんですけれど、例えばジェイアールメンテックさんの社長は、南部町の方で地元のこともよく知っておられ、そして地域も精通もしておられながら、民間の力といいますか、民間の活力をしっかりと持った人材であると思っておりますし、また、山陰合銀については、地元の銀行、今でいうと産官学金、そういったような流れの中での人選であったというふうに思っております。そして、さまざまなこの近隣にあります、最近では日吉津にできました福祉……。済みません。もとい……（「日吉津でしょ」と呼ぶ者あり）ちょっと待ってください、ごめんなさい。について、複合施設の視察にも行こうということで、先ほど全協なんかでも話も出たところです。

最近のこういった公共施設を建てるときの考え方として、公共施設のマネジメントというのがあります。公共施設、過去は行政が主体となって設計をし、対応してたわけなんですけれど、民間の活力をどんどん入れて、そしてその何がそれについて利点があるかといいますと、サービスの機能や質の維持向上を図りながら、財政面での負担を軽減、平準化していく方策などが、取り入れることができます。そういったところを進めていっているのが今の現状であって、施設の複合

化、集約化、広域化等の全てがこれに入っているというふうに思っております。今でいうPPP、PFIの導入が必要であるというふうに思い、この予算がついておりますところ、整備基本計画策定のほうも民間にお願いをして、地元にあった、地域にあった、人口にあった形でのものを計画を策定していただくための356万円が計上もされております。

もう日にちも少なく、あと3年もすればお金、合併特例債も使えなくなるという非常に喫緊の課題でもありますので、ぜひともこれは前向きに進めていただきたいという面から、賛成の討論とさせていただきます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論はありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回の補正予算に反対します。一番大きな理由が、先ほど議論になっております複合施設整備検討事業に掲げられております349万4,000円、これを支出することについてです。

この委員会に付託された常任委員会での複合施設のこの予算を含めた予算を審査した後、先ほど板井議員もおっしゃったように、複合施設の特別委員会が議会でも行われました。そこに出席されていた副町長初め、担当職員の方々、議員も同じ気持ちだと思うのですが、執行部側が複合施設を、公民館の建てかえを、現在の段階で複合施設建てていくことは議会も了解してきた内容だという意見に比べて、各議員からは、場所の問題、規模の問題を含めていろんな意見が出たわけなんです。私もそういう意味では随分考えさせられた委員会でした。

そのときに思いましたのは、この私は法勝寺地区ですから、さいはく分館、旧の中央公民館を見たら、あっこの早期の改修ないしは早く使えるようにしていくというのは住民の希望だし、それはぜひともやっていただきたいこと。

と同時に、そのことが複合施設となって、残った合併特例債の十二、三億の話の中で、10億ぐらいの規模でとひとり歩きするようなやり方の問題が、本当に住民の声を入れているのかという点では、きのうの議員の質問、質疑の中でも明らかになってきたのではないかとこのように思うんです。そしたら、私は、そういう意味では、真摯に執行部にもきのうの状況見ながら考えていただきたいというふうに思うんです。そういう点で見れば、私は今回の整備基本計画策定を、民間にPFIも含めて委託することの305万は、今の段階ではちょっと難しいんじゃないかなということを思っております。

するとすれば、公民館の改築に向けてどのような意見があるのかということ、今、検討委員会立ち上げているのであればそれをふやしていく、ないしは、それと同時に地域住民を含めた全

町からの意見を聞きながらしていくような取り組みがなければ、なかなか31年度までには難しいのかなという感じが正直しているんですよ。そういう点では、今回予算が出たんですけど、これ賛成多数で通すと思いますが、通ると思うんですけども、出た総意から見れば、やっぱりちょっとおいとくべきではないかというふうに思っております。

それと、もう一つの不動産鑑定料については、議事録読んでたら、早く土地を何とかせんと間に合わんじゃないかということを使うんですね。これは全く、先にもう合併特例債終了までの箱物建設ありきの姿勢ですよ。これでは納得いかないと思うし、とりわけ不動産の鑑定料が34万出てたら、議会では一体どこ鑑定するんやと出るから、土地は特定されてくるわけですよ。こういうことはやはり何て前のめりだなというの、率直に思いました。かえてこの事業の意見を二分させるように混乱させてるんじゃないかなという感じもするわけなんです。そういう意味でいえば、財源問題にもありますし、再度振り返って考える必要があるのではないかというふうに思っております。

財源面でいえば、まだ検討するんだけど、PFIで民間財源の活力も導入して費用負担を少なくしたいと思うんですけども、民間活力のお金がどんだけ来るかもわからん段階で規模をつくって、例えばあの10億を超した場合、よければ誰かが金出してくれる、いけんかったら全部出すわいなと、このやり方では私は本当に財源考えてるというふうに思えんわけですよ。

もちろん、さいはく分館の早期の改修には使えるようにしていただきたいと同時に、全町考えたら、町長も言っておられましたように、人口少なくなってくれば、水道料金や国保税、介護保険ももしかしたら今の倍に上がるかもわからない。こういう中で、住民がここに住み続けることができるというのでは、私は今のままの国政が続くのであれば、地方自治体は何らかの形で住民を支援するような施策が必ず必要になってくるというふうに思うんですよ。そういうときに、限られた財源だけでも公共料金の負担を減らして、高齢者も安心して住めるような町にという点でいえば、人口減の中で、今本当に10億を超す複合施設というものが法勝寺に必要なのか、このことをやっぱり考えないといけないのではないかと思うのですよ。

31年までに何とかせんといけんということはわかります。そうであれば、ほかの議員からも意見出ておりましたが、誰もさいはく分館を直すことについては、異論はないわけなんです。見てきましたからね、みんな。であれば、そこと切り離してでも、私は複合施設をつくるのであれば全町的にどこがいいかの問題も含めて、そういうやり方もあるのではないかということをおきます。これは私1人の意見ではないということです。ぜひともお考えいただきたいということで反対いたします。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論ありますか。

10番、細田元教君。

○議員（10番 細田 元教君） 議案第43号、29年度南部町一般会計補正予算については、賛成の立場から討論させていただきます。

補正予算の内容を見ましたら、私の感じたところですが、今回インターンシップ、要は中国、この近辺の5県の国公立の大学に、中国地方の公立大学に30校ぐらい案内して、我が町に初めてインターンシップをしてこの仕事内容をアピールしていきたいと、そういう内容の予算も入っております。

それと、地域に、私たち住民に密着しておりましたのが、複合施設は後で言いますが、まちづくり推進助成事業で各公民館の改修とかも大事なのが入っておりますし、フォレストタウンに初めて公民館が、集会所ですね、つくると。赤谷地区には防災交流拠点等で整備がされている。私たち地域住民として密着した予算が反映されている補正予算が主でございます。

その中で複合施設の問題が、今、一番問題になったのが討論で出てまいりました。いろいろ反対意見がございましたが、まだ確かにこの間、そんときに一緒に我が議会も特別委員会も開かせていただきまして、そこでいろいろ聞き取りもさせていただきました。メンバーの条件のことも言われました。その中で企業2名が入っておられると。合銀とJR関係でございますが、これらについても過去、私たち議員の一般質問の中で、この公民館建てかえ、また改修について、どのような考えについてか、質問された議員、私も含めておられます。

町長の答弁では、民間活用、PFI、PPP等も考慮したいというような答弁があったように記憶しております。そのようなことを考えれば、検討委員会の中、メンバーに合銀、お金の問題、どうしてもPFIとかPPPになれば、業者がそういうこともあります。JRの関係は、こっちは町内の方でございますが、民間企業で活躍されている方でございます。そのような意見もお聞きするというような検討委員会だった、私は思っております。

民間にこれを委託するということですが、そのメンバーの中見てもなかなか、これはこのようにどのようなニーズで検討するのもいいですけども、そういうプロフェッショナルに南部町に今後、人口減少を伴う本当に必要な施設というのはどういうことか、将来推計を考えたことを考えた恐らくそのコンサルに委託されると、そのようにきのうの特別委員会ではそういうように答弁されたようなことを記憶しております。

このように、この今回の複合施設については、亀尾議員が言われましたように、また真壁議員も言われましたように、予算10億出いてひとり歩きしていると言われましたが、なるべくそう

いう予算がかからないように、PFI、PPP等活用しながら、民間活用を促して私たちの財源も少なくしてなるよう、そのような検討委員会だと私は思っています。そうして、今後とも南部町にこれが10年、20年たっても本当に必要である、よかったなというような検討委員会をされるような今回の予算だということを確認いたしまして、賛成いたします。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第43号、平成29年度南部町一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

賛成、反対御意見ございましたので、起立によって決したいと思います。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第5 議案第44号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第5、議案第44号、平成29年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 予算決算常任委員長です。議案第44号、平成29年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、予算決算常任委員会をもって審査の結果、全員一致で可決すべきものと決しました。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第44号、平成29年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第6 請願第4号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第6、請願第4号、テロ等組織犯罪準備罪（共謀罪）の創設に反対する請願書を議題といたします。

本件について総務経済常任委員長の報告を求めます。

総務経済常任委員長、三鴨義文君。

○総務経済常任委員会委員長（三鴨 義文君） 総務経済常任委員長、三鴨でございます。付託を受けました請願第4号、テロ等組織犯罪準備罪（共謀罪）の創設に反対する請願書を審査いたしました。

審査の結果、賛成少数で不採択とすべきと決しました。

賛成、反対の御意見がありましたので、報告いたします。委員会6名の中で委員さんの全員の意見を述べていただきました。

賛成の理由といたしましては、日本において過去、重大事件や凶暴な犯罪が起こった場合には、新たな法律をつくって対応している。テロを防止するためには十分な法律がある。新たにテロ等組織犯罪準備罪をつくる意味がないと思う。一番の問題は、内心の、心の中の自由を束縛されるということ。内心を調べるのは国家権力であり、まさに人権侵害、プライバシーの侵害の最たるものである。政府や権力に対して口を出さなくとも、何か思えば共謀しようとしていると勝手に判定をされる。こういうことはやめるべきであり、請願書は提出すべきである。共謀罪とは違い、準備行為がなければ逮捕しないということが加わっている。では、準備行為とは何なのかというと非常に曖昧のままであり、これでは共謀罪と変わらない。現行は、犯罪を犯した時点で逮捕される。しかし、テロ等組織犯罪準備罪では、あくまでもその前の段階で逮捕される。どうやってするのかというと、結局特定の人を逮捕するのであれば、監視しなければならない。24時間監視か、盗聴するとかしないと逮捕できない。戦前にあった治安維持法とどう違うのか。罪を犯していない人が対象となったとき、その人のプライバシーはどうなるのか。人権を著しく侵害するのではないかとということで、この請願は提出すべきという賛成の方の意見でした。

逆に反対の方の意見は、今回の請願書は2月8日に提出されたものであり、当時の法案では600を超える項目が対象であった。その後、国会で277項目に絞った形となっており、請願書の内容は当時と違ってきている。277項目に絞った内容には、テロ、薬物、詐欺罪などの項目

があり、こうした計画を準備した場合に犯罪になる。未然の防止となるということ。共謀罪をテロ等組織犯罪準備罪という名前に変えたのではなく、新しく考えて出された法律である。日本の国際的立場、国際的なテロ環境を考えると、当該法律は必要である。適用対象は、テロリズム集団など、組織的犯罪集団を対象として277項目となっている。テロを対象としたものとなっており、自由が弾圧されるとか人権侵害とかとは少し違うと認識している。2019年、ラグビー世界大会、2020年、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催などもあり、これを契機にして必要となっていると思う。それぞれに防止法が制定されていますが、防止法では対処し切れないことが出てきているのも事実。これらを準備の段階で摘発して捕まえるというのも、共謀罪をさらに補完してその準備段階で罪に問えるというのは、一步も二歩も進んだものと考えている。これが反対の方の意見でした。

それと、お一方の委員の意見として、国会でなされてきた強行採決については不満である、憤りを覚えるという思いの委員さんもいらっしゃいました。

以上、白熱した討論の末に挙手による採決といたしました結果、先ほど報告しましたとおり、賛成少数で不採択とすべきと決したところでございます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 先ほど総務経済常任委員会からの請願書についての審査結果の報告を聞かせていただきました。きのう、その様子を私も傍聴させていただいて見してきました。

まず、質疑の前に、この請願は出したのが2月の10日で、3月議会の議運に間に合わなかったもんですからこういうふうになって、それで3月議会では継続審査となって6月議会にかかったわけです。他町でもこういうことがある中で、国会で強行可決された後、もう出てきたからといってこれを取り下げた議会も、審査しなかった議会もある中で、ここの南部町議会の総務経済常任委員会は、そういう意味では、この請願に対して真摯に討論をなさって一定の結論出してくれたことには敬意を表したいというふうに思っています。

そこでお聞きするんですが、3月議会にかけたときに、よくわからないし、国会でも論議しているので勉強する機会も欲しいということで継続になったんですけども、この3月から6月に送ることによって、国会の中で変化があったわけですね。それはその国会での強行可決されたわけなんですけども、審査の中でそういうふうに継続して延ばして国会での変化があったんですけども、そのことも審査の中では左右するような内容だったんでしょうか。それは委員長としてどんなふうに考えられましたでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 総務経済常任委員長、三鴨義文君。

三鴨義文君。

○総務経済常任委員会委員長（三鴨 義文君） 総務経済常任委員長、三鴨でございます。先ほど眞壁議員がおっしゃったとおりで、3月議会の中では国会でも議論の最中でありましたし、南部町としましてもその動向を見てからということもありましたし、特段に委員会を招集して議論したことはございませんけれども、先ほどお褒めもいただきましたけれども、国会の動きも見越せてきましたし、そういう結果が見えてきましたので、今回は審議も意見、討論もしっかりしてこういう結論を出させていただきました。3月から6月の間のことについて特段には会議はしておりませんが、継続にした意義はあったと、委員の皆さんもしっかり熟知できたんじゃないかなと思っています。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

1番、加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） 1番、加藤です。今回の共謀罪と呼ばせていただいていますテロ等準備罪について多々問題点があるので、その問題点を指摘して発言とさせていただきます。

過去、この共謀罪、過去3回国会に上がってきましたけれども、3回ともそれぞれ審議された後、結局採用されておられません。主に言われておりますのは、今回それで4回目上がってまいりましたけれども、言われているのが名前が変わっただけだろうというふうに言われております。その中で1つ上げられるのが、本文の中にテロという文字が全く入っておりませんでした。そこで一旦審議を中断して、本文の中に当たりさわりのないところにテロという文字を入れて、それで再審議するという、そういった茶番劇みたいなことも起こっております。

また、政府のほうは、幾つかの点についてこの共謀罪が必要である、そういうふうに主張してこられております。その中の1点が、国際組織犯罪防止条約、これを締結するに当たって共謀罪が必要である、そういうふうに言われております。しかしながら、この国際組織防止条約、これはテロとは全く関係ありません。イタリアのパレルモで採択されたもので、パレルモ条約とも言われておりますが、これは採択されたのが2000年です。2000年というのは、翌年、2001年になって初めてアメリカで同時多発テロが起これ、国際的に初めてテロの脅威というもの

が問題になった年です。2000年の段階でできた条約に、テロというものを防止する、そういった項目は全く含まれておりません。実際問題、この国際組織犯罪防止条約の中にもテロという文字は含まれておりません。

また、国連の中にはテロを防止するに当たって14の法律を上げております。そして、この14のうち、13において日本は条約を締結しております。ですから、現在、テロ防止条約がなくても十分に国際組織犯罪防止条約には締結することができます。ちなみに、現在、日本で条約に締結しておりますのは、プラスチック爆薬探知条約、爆弾テロ防止条約、テロ資金供与防止条約、核テロリズム防止条約、こういったものです。

また、政府のほうは、東京オリンピックにおいてテロを防止するためにこの共謀罪が必要である、そういうふうにならざるを得ないと言ってきております。しかしながら、過去、日本においては多くの凶暴な犯罪、凶悪な犯罪が行われてきました。そして、そのたびに日本政府においては法律を整備して、そういったものが二度と起きないように、そういった法治の整備を行ってきております。古くは連合赤軍が起こした浅間山荘事件、爆弾テロ、要するに腹腹時計事件であるとか、そしてハイジャックとか、こういった凶悪な事件。そして近年においては、オカルト教団が起こした地下鉄サリン事件もあります。そういった事件が起きるたびに日本政府は法律を改めております。ハイジャック防止法、通称ですけれども。それから、爆発物取締法、銃刀法、凶器準備集合罪、それから地下鉄サリン防止条約、そういったものが十分整備されております。こういったものがあれば、現在新たに共謀罪をつくって、それで東京オリンピックにおいてテロを防止する、そういう言い方は多分ないと思っております。

そして、一番問題になってくるのは、さっきもありますとおり、人間の心の中を裁く、そういう法律であるということです。これは基本的に基本的人権を侵害する、一番これが問題になるものです。現在の日本においては、犯罪を犯した時点で初めて逮捕、拘束されます。ところが、この共謀罪は、犯罪を起こす前の時点で人を逮捕、拘束する、そういった法律です。この部分が今までの法律と全く違います。もし、特定のAという人物を逮捕する場合、どういうことになるのか。この方は何もやっておりません。しかし、逮捕するには、この共謀罪の考え方からいった場合、その特定のAという方を監視したり盗聴したり、もしくはずっとビデオで盗撮したり、そういったことがなされない限り、逮捕には至りません。特に今回、一番多分、多用されるであろうという問題が、16年の5月に改正されました通信傍受法、通称盗聴法と言われるものです。これ16年の5月に改正されております。そして、盗聴の範囲という言い方は失礼ですけれども、適用の範囲が物すごく広げられております。もし、特定のA氏を逮捕する場合、この通信傍受法、

これが多分多用されることになるのではないのでしょうか。そういった場合、限りなく一般の人を監視する、そういう世界になってしまいます。こうなった場合、人権の侵害、これが著しく、甚だしく阻害されます。

それと、最後に、多分、後でどなたかが発言されるのではないかと思いますので、若干言っておきます。過去3回、共謀罪が廃案になりました。一番最初に廃案になったとき、対象の法律は676でした。その後、3回目に廃案になったとき、このときは619でした。そして今回、277になっておりますが、その間にもう一つあります。自民党の中だけで審議をした結果、この数を著しく減らして116まで減らしました。これどういうふうにしたのか。テロという、テロに限った法律に限った場合、この116まで減らしました。その結果、一体どういうことになったか。116という凶悪犯罪に絞ったばかりに、今まである法律だけで全部カバーできることがわかった。そのために結局、この116に絞ったこと、これは表に出てきませんでした。そして今回、277にした。これはテロだけでは共謀罪を成立することができないので、結局詐欺集団とか買収組織とか、そういったものを入れて277に水増しして、そしてこの共謀罪が成立することを図った、そういった結果の277です。以上で終わります。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

5番、白川立真君。

○議員（5番 白川 立真君） 5番、白川です。先ほどの277とか600の部分はまた別の方にお譲りをして、ちょっとテロの部分でちょっと討論をしていきたいと思っております。

まず、この請願を採択する立場でないということで討論してまいりますが、そもそも今、国際的に皆さんよくテロ、テロと言うんですけど、テロの定義が国際的にすごい曖昧でして、テロというのはどこから来てるかということ、テラー、いわゆる恐怖という言葉なんですね。恐怖を与える者をテロリストと呼びますから、物すごい幅が広いという、これだけちょっと申し添えておきたいと思っております。我が国の国会でも、これはさまざま議論がされてまして、一言言いたいのは、国会議員の先生方、もう少し国民にわかりやすく伝えていただければありがたいなというふうにいつも思っております。

今回のテロ等準備罪のキーポイントだけを少し申し上げてみたいと思っております。まずは、キーポイントですから、犯罪が主目的の組織でということなんですよ。さらにその組織にはきちんと指揮命令系統と役割の分担があって、何度も犯罪をやっている組織での活動として、個人ではなく組織として犯罪をやることを計画した場合に、その計画した人のうちの1人でも、お金を用意したり現場の下見をしたりといった準備をしたら罰せられますよという内容のものです。いずれ

にせよ、善良な市民にとっては全く関係のないものであります。御安心いただきたいと思えます。

ちょっと刑法にも触れてみたいなと思えます。刑法、余りいい法律ではないんですけども、いい法律ではないというか、そういう意味ではなくて、明治40年につくられました刑法というのは十数回の改正を繰り返し、今日に至っております。何と100年以上の歴史があります。刑法は、どんなことが罪になるのか、そしてその罪に対する罰を明記しております。つまり、治安の確保と抑止力として存在しているわけです。この刑法は、長い歴史の中で培われた日本人の和の心と道徳心をベースにしてつくられたと言っても過言ではないでしょう。さらに、罪を犯した者に更生するチャンスを与える日本社会は、2,670年の歴史から成る日本の心と道徳であります。

ところが、ここからなんです。海の向こうでは、自分たちの大なる目的のためには無関係な人々を犠牲にしても構わないと信じる者がおります。日本人はその行為を罪だと言っても、彼らは正義だと言います。つまり、刑法の持つ抑止力は彼らにとっては何の意味も持ちません。彼らの思想や戒律は、死をも恐れませんが、みずからの肉体が滅んでも、目的の達成が最優先されるからです。今日、外国人訪日客は2,000万人を超えと言われております。2020年の東京オリンピックに合わせ、さらにふえることが予想されております。

そのような中で、残虐な犯罪を目的とした組織から私たちはどのように身を守ればよいのでしょうか。また、政治的混乱を目的とする無差別自爆テロ集団からどうすれば善良な市民や訪日客を守ることができるのでしょうか。そんな彼らに、これまでの刑罰の持つ抑止力の効果があるのでしょうか。グローバル化という大きな流れの負の面において、明確な犯罪準備行為に対応する刑罰は必要であると考えております。グローバル社会に生きる私たちにとって大いに考えさせられた案件でありました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論ありますか。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 不採択の意見も先ほど述べられました。この法律は、いわゆるテロ準備という分ですね。私は、一番の問題は、内心の問題、これがデモも触れていくということなんです。

先ほど加藤議員も討論の中であったんですが、日本の今の法律というのは、自分でこうしたいなど、例えていいますと、スイカ畑の歩いとった、喉が渇くし、あれをとって食べたらいいなという、これ内心ですわね。そう思っただけではこれ犯罪じゃないんです。ところが、そこか、喉が渇いたからっていうので行ってとって抱えて出てしまったら、これはもう犯罪なんです。だ

から、思っただけ、これがもう既に犯罪になるという、全く大変なこれは法律なんですよ、これがやられたら、私はですよ。

それと、もう一つは、個人。個人と団体。よく今、外国でテロ行為が起こっておりますね。これ1人でやっていますよ。1人がやるのに何でそれが個人で、国会の自民党の先生も言われたんですけど、集団でやるというのだけではおかしいよと。個人でやるんじゃないのと、テロというのは。だって、自爆テロなんかそうでしょう。わからんうちに行ってやるんでしょう。そういうのは一体どうするのか、集団、集団と言うけど、ということもありました。

それから、善良な人とそうでない人の見分けをどうするんですか。今、日本の法律では犯罪を犯した人も裁判にかかって収監されて、そして何年かの刑を受けて出た人、それは善良な人でないと言えるのですか。これこそ人権侵害ですよ。外国の国連の関係の人も、この日本が出している、今、国会で審議になった、これは人権じゅうりんの大変な問題があるということで、これはぜひ考えるべきだと言ったら、自民党の政府の菅官房長官は抗議を言ってきたと、こんなことで反論する人はすべきじゃないということで、ほったらかしでしょう。つまり、外国からプライバシー、人権侵害だと言われても、それに対するちゃんとした反論も出せない、こういうような状況ですよ。まさに情けないことではありませんか。

歴史を振り返りますと、以前、国体主義をやった戦前ですね。そのときに、国体におかしいと思った人を次々と検挙して、何というんですか、命まで奪われた人もあります。そういう状況は治安維持法ですね、これの巻き返しじゃありませんか。つまり、今これを出しているのは、一部の大企業が労働者に対して不利益なことを申しつけることに対して、それは困るよと言った、あるいは今の国のやろうとする方針に対して異議ありということと言った、あるいはそう思った人を抑えつけてしまおうという、これが一番の狙いじゃありませんか。だから、選挙違反もやらないのに、あるところの選挙活動の中で、そこに入出入りする人を目をつけるとか、チェックするとか、そういうことを平気で権力がやる、こういうことをやろうとするのが今のこの法律の内容であります。

私は、道で出会った人を見て、この人はどういうことを考えてるかなんていうこと、判断できますか。判断するのは誰かといったら、結局警察が目をつけておって、こいつ、おかしいぞと思ったのを徹底的に尾行する、そして盗聴する、盗撮をする、このようなことをやる、まさにプライバシーの侵害そのものではありませんか。

町内でも人権ということは非常に叫ばれております。これに逆行するのがこの法律をやろうとする中身でありますよ。そのことを十分にやっぱり調査し研究していく、このことをやるべきで

あって、だから私はいろいろなことを、この本とかそういう国会のやり方を見ますと、私はこれはふさわしくないということです。

それと、提案された今の政府は、国会、あれ、何ですか、言うことがころころ変わるんじゃないりませんか。そういうことをやっては、こういういいかげんな法律はぜひ通してはならないということ。国会では、とうとう最終的には、いろんなことで自分らのまずいことも、この後、国会が続いておいたら明らかになるなという思いからだったでしょう。数によって強行的に採決をやって国会を伏せてしまった、このような状況です。

委員会の中でも、今の国会のやり方に非常に憤りを感じるという方の発言もありました。私もそのとおりだと思います。だから私は、国会でも通ってしまったんですけども、一自治体からの議会の声として、やはり国にはこういうことはやめるべきだということをぜひ出すべきだと思って、この委員長報告は不採択だったんですが、私はぜひ採択すべきだということで発言申しあげました。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論ありますか。

11番、井田章雄君。

○議員（11番 井田 章雄君） 11番、井田でございます。請願第4号に対して、私は私なりの町会議員としての判断の中で反対の討論をさせていただきます。

まず1点目は、話も出ましたが、この請願書の受け付けは平成29年2月10日でございます。そして、3月定例会の総務経済常任委員会で審査し、委員の判断と衆議院で審議中ということで、継続審査とした経過がございます。しかし、現在、状況が変わりました。国民の代表であります国会議員によって衆参両院で可決、成立いたしました。

次、2点目、先ほども賛成の討論されましたけども、2003年から2005年にかけて676の共謀罪を新設する組織的犯罪処罰法改正案、これが3度にわたって国会に提出されましたが、適用対象が曖昧だということで廃案となった経過がございます。

しかし、今回は対象犯罪を、277の適用対象をテロ等組織的犯罪集団と定め、現場の下見などの犯罪の準備行為を構成要件に加えた改正案であります。その内訳は5点に分かれまして、まず1点目、テロの実行に関する犯罪、これが110項目あります。それは中身は、組織的な殺人、ハイジャック、流通食品の毒物混入などです。2点目は、薬物による犯罪が29項目、これは覚醒剤や大麻などの輸出入、譲渡などです。3点目は、人身に関する搾取犯罪、これが28項目ですね。この中身でございますが、人身売買、強制労働、児童買春のあっせんなど。そして4点目が、その他資金源犯罪で101項目、これは通貨偽造、組織的な詐欺、犯罪収益の

隠匿などを上げてます。そして5点目が、司法妨害に関する犯罪が9項目、これは偽証、逃走援助などで、計277の項目になっております。

3点目でございますが、組織的な犯罪集団による薬物や銃の不正取引の取り締まりなどに向けて、国連総会で2000年に採択されましたTOC条約、これは国際組織犯罪防止条約に署名をしましたが、条約を実施する国内法が成立していないとして締結に至っていなかったわけでございます。しかし、今回の法案が成立したことにより可能となりました。これによって、昨年現在で187カ国と地域が結んでおります。そして、このことによって情報の確保が可能になってきたわけでございます。

そして4点目は、テロ等が皆さん御承知のとおり欧州地区で頻発している中、日本では、先ほども話が出ましたが、2019年に第9回ラグビーワールドカップがアジアで初めて開催されます。そして、2020年には東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。そして、テロを未然に防止し、安心・安全な日本にしなければなりません。そういうことを私は町会議員としての判断の中で、この4点をもって総合的な判断で、今回の請願に対しては反対いたします。以上であります。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論ありますか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 先ほどの請願を採択すべきという立場で討論をいたします。先ほど白川議員が1つ言われた点です。

その前に、私は、なぜこのいわゆる今回の共謀罪に反対を皆さんと一緒にしていきたいというのに、大きく理由3つです。一つは、何よりも内心の自由に反する、憲法19条に違反するという問題。2つ目には、テロ対策で必要だ、さっきTOC条約等でも必要だとかいうことを言うんですけども、それはうそだということ。3つ目には、一般人を対象にしないと言いながら、そのことも国会でも明らかになるどころか、ますます一般人が対象する可能性のある答弁が返ってきた、この3つの点からです。その点から、先ほど白川議員がおっしゃった一般人は、これは組織的な犯罪集団なので、一般の方にはすることまずないという点についての反論です。

政府は、今回の共謀罪、私たち共謀罪と言ってるんですけども、これはどういう場合に適用されるのか。一つには、重大な犯罪を計画した組織的犯罪集団、主役ですよ、いわゆる主語が役割を分担した犯罪の実行に合意した。3つ目、犯罪実行に向けて準備行為をした場合、この3つがそろった場合に共謀罪としてかけるのであって、皆さん、いわゆる国民が心配してるような一般人ではない、組織的犯罪集団だと、こういうふうにして衆議院を乗り切ったわけですよ。

そうでしたよね。

ところが、話の中でどういうことが出てきたかという、いわゆる何回も国会で追及される中で、法務省どう言ったかという、こう言ったんですよ。もともと正当な活動を行っていた団体についても、団体の結合の目的が犯罪を実行することにあると、団体に一変したと認められる場合には、組織的犯罪集団に当たり得るとすることが適当である、これが法務省の見解なんですよ。ということは、ここでNPO団体や国際的にいろいろ活動してる団体が心配したのは、自分たちはまともに奉仕活動しているけれども、一変したと認める、誰が認めるのかですよ。誰が認めるんでしょうか。国家と警察ですよ。認めた場合には、組織的犯罪集団足り得るとする、こういうことを言われた段階で一般紙が書いたのは、一般人も巻き込まれることになるのではないかという点になった分なんですよ。そういう点でいえば、捜査当局が一変したと認めたら、一般の市民、団体も対象となり得ると、こういうふうにとるのが普通ですよ。残念ながら、これを打ち消すような論議が国会の中で出てきていないという点です。

もう一つの点で、刑法から見れば、日本の刑法は海の向こうの方々の考え方に対応できてなくてなかなか大変なんだという意見と、無差別テロにどう対応するのかという点では今回の法律が必要なんだという点ですけども、一つには、海の向こう側の人たちという仮想ですよ。私たち国民でも、これから国際的にとか、町で生活するときもそうですけども、相手を一くくりにしてどういう考え方をしているというような見方は、私たちの常識の中では偏見と言われてるんじゃないでしょうか。20世紀や国際連盟や痛苦の戦争を経た国際連合の到達点は、思想、信条にかかわらず、民族や人種の違いで、文化の違いで人を偏見で見るものがないような世界を求めていて、各市町村に及んでまで人権等に取り組んでいるというふうに思うんですよ。これをもしやるのであれば、克服しなければならないし、他国や他人を批判するのであれば、事実をもって批判するというのが今の到達点の人間のあり方の問題やというふうに私は思うわけなんですよ。

先ほど白川議員が刑法だとおっしゃったので、私も刑法学者がどういうことを言ってるかというのを見てたらインターネットに出ていました。刑法学者が、百六十何名でしたっけ、163人が声明出しているんですよ。今回の法律についてどう言ってるか。一つ、テロ対策は既に完結している。これは亀尾議員、加藤議員が言ったので、もう繰り返しません。13のを採択して、爆弾テロ防止条約、テロ資金供与防止条約、しっかりと国際連帯してやっているから終結してるんだと専門家が言ってるんですよ。

2つ目、国際組織犯罪防止条約の締結にこのような立法は不要である。いわゆる今回の共謀罪と言われている中には立法事実がないということを言っているんですよ。先ほどこれも言ったよ

うに、日本には予備罪や準備罪がよその国に比べて非常にたくさんある。予備罪や陰謀罪は60以上あると書いてありますよね。それはそういうふうに言っています。

ここで1つ指摘しておきたいのは、白川議員もおっしゃってましたけれども、これで立法事実がこうじゃないといけないのだと繰り返して言ってるのが、今の自民党と政府が言ってるから国民はそう思ってるんですよ。こういう現状を国際的にどう言ってるか。2016年に、オックスフォード大学ってイギリスですよ。そこが今、世界に一番、政治に対して一番はやっている言葉、特徴づけたのが、ポスト真実という言葉だそうです。このポスト真実というのは、事実じゃなくて、うそを積み重ねることによって国民や他の国をも欺いていく政治が横行している。思い浮かぶのは、他国の悪口言ったらいけません、大国の大統領ですよ。

先日、ヨーロッパで行った、私たちから見たら憧れの国の大統領選挙のときにも、女性の右派の方が出たときの、これもうそ偽りで国民を攪乱したのではないかと、きょうBSテレビでやりますよね、NHKで。そういうことを言われてるんですよ。

私は、声を大きくして言うことやないですけども、少なくとも一連の、去年、おとしでしたか、戦争法と今回の共謀罪見る限りは、国会見ている、ポスト真実という言葉は、残念ながら今の日本の政治家、とりわけ最高責任者に当たるのではないかとというふうに思っています。そういう言葉を振りかざして言うのも、皆さんを言っているんじゃないですよ、言うのではなくて、やはり私は、最高責任者とすれば、立法事実に対して言っていく、これが今の日本の法治国家の到達点ではないかというふうに思っているわけです。

それで、また刑法学者言ってるのは、極めて広い範囲にわたって捜査権限が濫用されるおそれがある。これが先ほど指摘されていましたが、国連人権理事会からも組織犯罪処罰法改正について、プライバシーや表現の自由を不当に制約する、国連から言われているという事実があります。

4つ目には、刑法学者がこう言っています。日本は、組織犯罪を含めた犯罪情勢を改善しており、治安の悪い国のまねをする必要はありません。こういうふうにインターネットは呼びかけてるんですね。これ何言ってるかという、先ほど加藤議員も言った、犯罪のたびごとに法律を整備してきた。そういう意味では、日本は、世界中でもレベルの高い法治国家だと言えると思います。私、そういう意味では、治安の悪い国のまねする必要ないということは当たってると思います。

それで、アメリカやイギリスなどは共謀罪というのあるんですけども、どう書かれてるかという、共謀罪使うだけけれども、共謀罪使うほとんどは、いわゆる垂れ込みですよ。司法取引で使われるのが共謀罪だと言われている。アメリカの刑法学者が言うには、共謀罪持っていたけ

れども、9.11のテロは防げなかった。こういうふうに言ってるわけなんですよ。この結論は、刑法学者がどう出してるかということ、武力行使をせずに交渉によって平和的に物事を解決する姿勢を示すことが有効なテロ対策だと、刑法学者がこういうふうに言ってるわけなんですよ。私は、このこういうふうな専門的な見解に賛成であっても反対であっても、少なくとも今までの到達点の土俵に立った国会論議が必要だったのではないかというふうに思うわけです。

それで、先ほど井田議員が言われました。そういう意味いえば、先ほど委員長にも確認させてもらいましたが、もしこれを不採択としてきたこの町の委員会、大変失礼ですけど、委員会の方々が3月から6月に延ばすときに、国会の結論が出たので、それを待ったということはないと思うのですが、それを理由に上げられてるとすれば、非常に残念だと言わなきゃならない。なぜならば、国会での決議も市町村の決議も同等に尊重されなきゃならないという点でいえば、地方議会でこういうことをしっかりと意思として表明していくことも当然の権利だと思うからです。国が決まったから仕方がないでは、公費を使って選挙で選ばれて、私たちが議場に來ている責任は果たせないということを感じすべきではないでしょうか。

それから、もう一つには、277のものがあるので、これで十分やっていけるし、277に減らしたのだと言っています。ここでは、これも国会討論見てた方は多かったのではないのでしょうか。民主党の女性の議員でしたよね。山尾さんだったかな、この方が対象となる277の中にどんなものがあるかという点で、ちょっと見て笑ってたんですけども、この中には文化財保護法、種苗法、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律、モーターボート競走法、著作権法、これなど、テロ対策とは言えないものが含まれてるじゃないかという議論に対して法務大臣は答えられませんでしたよね。そういう内容を見れば、277の罪に狭められて、だからテロ問題についても一般住民には関係ないのだというのはもってのほかだと。モーターボート競走法でモーターボートに行く人は気をつけなければ、この中で何かあれば、これも共謀罪の対象になると言ってるわけですよ。そういう内容だということをしっかりと国民に伝えないといけないのではないのでしょうか。

それから、井田議員が3つ目に上げられたTOC条約は、これは何度も言うように、国際犯罪防止条約は、もう専門家も言っているし、国連も言ってるんですよ。このテロ対策とは話が違ってますよと言っているんですよ。それを先ほど加藤議員が言ったとおり、国際組織犯罪防止条約というのはマフィアの経済的な問題等言ったのであってテロ対策ではないということ、こういうことを積み重ねているから、今の自民党の最高責任者がポスト真実だと言って世界から批判されているのではないのでしょうか。そういう意味でいえば、私たちは自分の目と耳と、テレビや新

聞とか見ながら、そしていろいろな人の話を聞きながら、今、国会で起こって、私たちの国民に影響のある法律がどのようなことをしてるのかということを経段と見る目、考える目を養わなくてはならない現状に来ているというふうに思います。

私は、少なくとも今回の国会討論や今までの動きを見る限り、この共謀罪は、この小さい町でも南部町の住民の命や安全を守って、人権守っていく立場からも当然、賛成できない内容だと思います、皆さんと御一緒に意見書を上げたいと考えております。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論ありますか。

8番、板井隆君。

○議員（8番 板井 隆君） 8番、板井です。私は、この請願に対して、委員長の不採択賛成の立場で討論させていただきます。お昼がもう過ぎて大分長くなって、もうええわという方もおられますけれど、私の思いとしては、やはりしっかりと自分の思いを話をして理解をしていただきたいということで時間を割いていただきます。よろしくお願いします。

この請願ですけれど、先ほどから出る出ております継続審議になっておりますが、これは南部町議会に、亀尾共三、加藤学、真壁容子、共産党議員団3人の紹介で出された請願であります。私たち総務経済常任委員会、先ほど真壁議員のほうからはありましたけれど、審議中である、そして国会のほうも国民の方の声を聞きながらやっていく、そういう姿勢が見えたから結果を待とうと、審議中であるからやめたわけではありません。状況を見きわめる必要があるからやめたわけです、継続にしたわけです。まず、その点は町民の方には知っていただきたいというふうに思います。

そして、この6月議会で採決されました、法務委員会の採決をする形でされたわけなんですけれど、これは過去18回実施されていながらも、決して正常な採決の手法でなかったということは私も思います。しかしながら、このテロ等組織犯罪準備罪の法整備は、さっきから出ておりますT O C条約、国際組織犯罪防止条約に締結をするためには、必要な国内法、要するにコアの部分定めないと締結ができないからこの法案が出されたということです。2020年のオリンピック、そして最近ですが、特に世界中で頻繁に発生するテロ、日本でのテロの未然防止、そして国際社会と連携し、情報交換や備えが必要である、これは皆さん、町民の皆さんも一致できることではないでしょうか。日本の安心と安全が少なからず構築されたと思っております。

このたびの請願の内容は、過去3度廃案になった共謀罪に対する反対の内容であって、このたびのテロ等組織犯罪準備罪は、過去の反省と現代の世界の状況、日本の状況を加味した上での法案であったというふうに思います。

先ほどから内心問題が出ておりますけれど、犯罪の対象は、死刑、無期懲役または4年以上の懲役、禁錮が条件に定められております。当初は、共謀罪では676を犯罪の対象に想定をしておりましたが、これは連立政権である公明党さんの提案があり、一般市民までかかわる可能性のある犯罪を削除し、277に制限がされております。その違いは、共謀罪の主体は団体と抽象的でしたが、テロ等組織犯罪準備罪では法案の名前のおり、組織的犯罪集団に限定をされているところです。この中には、先ほど副議長もありませんでしたテロの組織や暴力団、薬物販売、密売組織、そして今、非常に問題になっております詐欺組織、これは振り込め詐欺も一緒です。そういった重大な犯罪を目的とする団体となっています。請願書に記載されている一般住民や民間団体や、そういった方々がテロの組織の準備罪に対象することはありません。ただし、過去の実例からすれば、例えばオウム真理教です。神聖な宗教団体と偽り、松本サリン事件、地下鉄サリン事件など、凶暴、卑劣な犯行を計画し、実行に移す準備行為をした段階で犯罪対象となります。

先ほど刑法の話も出ました。日本での犯罪対象は実行行為で初めて罪になるわけですが、世界で勃発しているテロ行為や、日本の犯罪で一番今許せない、実行がなかなか抑えることができない高齢者をターゲットにした振り込め詐欺など、一たび事件が起きると平穏に生活している一般住民まで巻き込む重大な犯罪を未然に防げることができるようになる、これがテロ等組織犯罪準備罪だというふうに思っております。

しかし、冒頭でも言いましたけれど、内閣の対応は国民に理解される説明不足は否めないところがあります。参議院の国会終了後、閉会後にありました、国会の閉会、開会にかかわらず引き続き丁寧な説明を続けるという会見もありました。ぜひともそれを実現していただき、国民を軽視しないでほしいというふうにも思います。

現在、日本には、外国人の観光客は年間で2,000万人以上の方が来日されます。私たちや外国から来る来日観光客、今後さまざまな国際大会も開催されます。今まで以上に治安が守られ、平和な安心・安全の日本で生活や観光ができる、そのようになることと思います。

共産党議員団が紹介議員として提出されたテロ等組織犯罪準備罪（共謀罪）の創設に反対する請願に、委員長報告のありました不採択賛成の立場で討論いたします。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、請願第4号、テロ等組織犯罪準備罪（共謀罪）の創設に反対する請願書を採決いたします。

賛成、反対御意見ございましたので、起立によって決したいと思います。

委員長報告は不採択でありました。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立少数です。よって、本案は、委員長の報告どおり不採択することに決しました。

ここで休憩をとりたいと思います。お昼が大変遅くなって申しわけありませんでした。再開は1時40分にします。（「1時40分」と呼ぶ者あり）はい、13時40分です。

午後0時32分休憩

.....

午後1時40分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

日程第7 陳情第5号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第7、陳情第5号、北朝鮮のミサイルに備えた避難訓練等の実施を求める陳情を議題といたします。

本件について総務経済常任委員長の報告を求めます。

総務経済常任委員長、三嶋義文君。

○総務経済常任委員会委員長（三嶋 義文君） 総務経済常任委員長、三嶋でございます。付託を受けました陳情第5号、北朝鮮のミサイルに備えた避難訓練等の実施を求める陳情でございます。

委員会で審査の結果、全員一致で不採択とすべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、陳情第5号、北朝鮮のミサイルに備えた避難訓練等の実施を求める陳情を採決いたします。

委員長の報告は不採択でありました。本案を不採択とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり不採択することに決しました。

日程第 8 陳情第 6 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 8、陳情第 6 号、地方財政の充実・強化を求める陳情を議題といたします。

本件について総務経済常任委員長の報告を求めます。

総務経済常任委員長、三鴨義文君。

○総務経済常任委員会委員長（三鴨 義文君） 総務経済常任委員長、三鴨でございます。付託を受けました陳情第 6 号について審査結果を報告いたします。

陳情第 6 号、地方財政の充実・強化を求める陳情につきましては、審査の結果、全員一致で採択すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、陳情第 6 号、地方財政の充実・強化を求める陳情を採決いたします。

委員長の報告は採択でありました。本案を採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり採択することに決しました。

ここでちょっと休憩をとります。資料配付をしていただきますので、よろしくお願いいたします。

午後 1 時 4 3 分休憩

午後 1 時 4 4 分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

日程第 9 議案第 4 5 号 から 日程第 1 0 議案第 4 6 号

○議長（秦 伊知郎君） お諮りいたします。この際、日程第 9、議案第 4 5 号、南部町農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を 4 分の 1 以上とすることについてから、日程第 1 0、議案第 4 6 号、南部町農業委員会委員の任命についてまでを一括して説明を受けたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、日程第 9、議案第 4 5 号から日程第 1 0、議案第 4 6 号までの提案説明をお願いいたします。

町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。そうしますと、追加議案について御説明申し上げます。

まず、議案第 4 5 号、南部町農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を 4 分の 1 以上とすることについて。

農業委員会等に関する法律第 8 条第 5 項ただし書き及び農業委員会等に関する法律施行規則第 2 条第 2 号の規定により、南部町農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を 4 分の 1 以上としたいので、議会の同意を求めるものでございます。

続きまして、議案第 4 6 号でございます。南部町農業委員会委員の任命について。

南部町農業委員会委員として次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

そうしますと、これまでの経過についてまず御説明申し上げます。平成 2 9 年 4 月 1 3 日から農業委員の募集を開始いたしました。私も、各振興協議会はもとより振興協議会評議会にお邪魔し、各区長様へ農業委員会委員の推薦について依頼を行ったところでございます。

5 月 1 6 日応募を締め切り、応募いただいた方は、定数 7 に対し、応募者 1 2 人でございました。この内訳ですが、推薦応募 1 1 人、個人応募 1 人でした。南部町農業委員会の委員候補者の選考に関する規則及び南部町農業委員会委員候補者選定委員会設置要綱の規定によりまして、6 月 5 日に選定委員の皆さんに委任状を交付し、選定を始めていただいたところでございます。

選定委員会の構成は、町内の農事組合法人、土地改良区、農村振興公社からそれぞれ 1 名、鳥取西部農業協同組合から 2 名、これに産業課長、副町長を加えた 7 名で構成されています。

6 月 1 6 日、南部町農業委員会委員候補者選定委員会委員長、植田秋博様から、計 2 日間の選

定過程の考え方、選定結果は満場一致だったとする報告書をいただいたところでございます。

町長としましては、選定委員会の厳正な選定、さらに何より全会一致の選定結果を、本日自信を持って議会の同意をいただきたく提案いたすものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

今、配付いたしましたお手元の資料をごらんください。候補者名簿でございます。これをもって御説明いたします。

番号1、糸田雅樹、南部町武信360番地、生年月日はごらんのとおりでございます。性別、男性。選考基準でございますが、1、4、5と書いておりますが、これは選考委員会が選考の重要な要素としました5項目、1、2、3、4、5、下のほうに書いておりますが、この項目を書いております。認定農業者等、それから4番は地域性、さらには5番の団体推薦ということを選考で上げたものでございます。

2番、市川春樹、住所、生年月日、年齢、性別等は省略いたします。4番、5番でございます。地域性、団体推薦を選考基準として採用し、備考欄に現農業委員会の職務代理という立場があるということに記載しております。

3番、井上雅夫、住所、生年月日、年齢、性別はごらんのとおりでございます。この方も同じく4番、5番、現農業委員会委員でございます。

4番、恩田一秀、同様でございます。1番、4番、5番、認定農業者等、地域性、団体推薦を選考の対象といたしております。現農業委員会会長でございます。

5番、庄倉三保子、同じく住所、生年月日、年齢、性別はごらんのとおりです。1番、3番、4番、5番が対象でございます。認定農業者等、青年・女性、さらに地域性と団体推薦を選考基準で採択しております。現農業委員会委員でございます。

6番、竹内友夏、ごらんのとおりの住所、生年月日、年齢、性別でございます。3番、4番、5番、青年・女性、地域性、さらに団体推薦でございます。中立委員として選考したと、このように聞いております。

7番、野口孝志、ごらんのとおりの住所、生年月日、年齢、性別。選考基準は4番、5番、地域性、団体推薦をもとに選考されたということでございます。

以上、十分御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 提案説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

議案第45号、南部町農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4

分の1以上とすることについてであります、質疑ありませんか。

1番、加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） 1番、加藤です。この農業委員の問題、一番最初に聞いたのは12月議会の全員協議会の席で、このとき委員の選定について説明があったときに私、質問したのは、選定委員会は決めてあるでしょうかという質問に対して、まだ決めてないという答えでした。そこで私、選定委員はどのように選ばれますかという質問をしたんですが、そのとき、まだ決めておりませんので決まり次第説明、報告しますということでした。そのときは6月議会にかけるというふうなお答えでしたが、結局、この答え、返って、一度ももらっておりません。また、これは当時の課長さんに聞いてそのままになっております。ぜひ、選考委員会がどのように選ばれたのか、そのことを質問いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 産業課長、芝田卓巳君。

○産業課長（芝田 卓巳君） 産業課長です。選考委員会の選定要綱の制定は、本年の4月の6日付で制定をしております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 1番、加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） 最終的にどのような基準で選ばれたのでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 産業課長、芝田卓巳君。

○産業課長（芝田 卓巳君） 産業課長です。その選定委員さんは、南部町の農業関係の団体ということで選考をしております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありますか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上とすることについてという今回議案がかかってきました。

そこで質問です。法的なレクチャーは議運、また全協で総務課長から受けました。そこで、4分の1以上とすることについてということになれば南部町は2になるのかなというふうに思うんですけども、私の疑問は、先ほどの話では、課長の話と町長の話どおりにすれば、4月の16日に選考委員会を立ち上げた。4月の13日に会長に推薦依頼をしたという、こういう流れになってるわけですね。もう一回確認しますが、4月の6日に選考委員会をつくったたら要綱とかできてなかったらいけませんよね。議会に提出したのいつでしたっけ、それ確認しますね。何回か電話かけてもまだできておりませんということでしたので、いつかちょっと教えてください。4月の13日ですかということを確認しますね。

それで、私の疑問は、町長が4月13日に会長に推薦依頼に行っている、振興協議会のね。この時点で南部町は認定農業者の数というの、またそれも教えてくださいね、認定農業者の数がわかっていますから、次回の農業委員の構成については少なくとも認定農業者の枠を何名にするかというのが決まっていますよね。その時点では、4月13日に会長に推薦依頼する点では、認定農業者が過半数出てくることを地域振興協議会に依頼したのでしょうか。法的に言ったら、この時点ではこういう議案が上がってないから、7人のうち過半数をいこうということでしたのかどうかという点ですね。そうであるならば、町長、例えばこの問題は、農業委員会の問題は、構成メンバーから見て、認定農業者が何人、中立委員が何人というようなことを配慮してやれと言ってるんですよ。そのことが地域振興協議会に依頼することで達成できると考えましたか、それを聞きたいんですよ。

例えば今回、適正化推進委員かな、その分については国の要綱を見ても地域性を十分考慮することとあるんですよ。農業委員も、とかく地域性もあるでしょうけれども、一番言ってるのは先ほどの5つの件ですよ。地域振興協議会7つのところに振り分けて候補者を出してくれと、それも話によると1名出してくれと言っていると、これも事実かどうか知りたいんですよ。もし1名やったら、7人出てきたら、町の方でいえば、7人しっかり出てきたら選考委員会なんかつくる必要なかったんですよ、そういう規定ですよ、オーバーした場合にはつくと書いてあるんだから。ということは、その時点で認定農業者が4人ないしゼロだった場合どうしたわけですか。という点から見たら、法的に定められたメンバーを推薦していこうと思っても、今回のやり方は非常に無理があったと思いませんか。その点について、認定農業者が何人で、当初この7人の構成では、町とすれば、認定農業者の何人構成した農業委員会にしようということを考えていたのかということをお教えください。

もう一つは、町長の経過の中で、5月16日に12人の応募だと言いました。これはもう少し詳細をいえば、議会の全協等で、全協でしたっけ、委員会で話ししているのは、5月の10日に締め切ったところが5人しかいなくて、6日間延ばして12人になった。こういうふうに説明されてる。これも事実ですね。その確認と、そうであれば、要綱に書いてあるように人数がいっぱいになれば選定委員会開かないということ大前提からすれば、5月10日に締め切った段階で5人しかいなくても、その5名は町の立場でいえば農業委員として認めていくという内容になってくるのではないかと思うんですよ。それをせずに5月10日と締め切っておきながら、そこいなかったからといって5名の上に、あと待っておいたら12名になったので、その12名選定した。これは整合性がつかないと思うのですが、この指摘に対してどのように答えるのでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。私からは認定農業者のことについて、特に私がどう考えてるのかを御説明いたします。

皆さん御存じのとおり、60年ぶりの大改革でございます。いわゆる農地をどう流動させていくのか、ここの議論の中でありましたように、農地を個人資産としてではなく、生産性を上げるために集団化、集約化をしていこうという大きな大変革です。そのコントロールタワーの農業委員会の委員に過半数以上を認定農業者、いわゆる集約化だとかそういうことに対して非常にリーダーシップをとるべきの人たちになってほしいということです。

私は、この法改正の根幹でございますけれども、少し私どものこういう条件不利地、今回の議会でもありましたこの条件不利地にこのことを拙速に持ってくることは非常に危険性もあるんじゃないか。条件不利地を南部に抱え、確かに北部の米子に接するところには広大な水田地があります。そういう部分に対しては確かに一定、こういうことによって一気に集約化はできるでしょうけれども、では、南部のことは誰が考えるのか。ここは合議体ですんで、この皆さんの合議によって南部町の全部の農業が決まってしまうのもいいのかと、こういう私は一抹の不安というものも感じておりました。したがって、認定農業者の皆さんが率先してこの地域の中で推薦をされ、出てこられるのであれば、これは町長として、それは十分にそのことを要点として大事にしなくちゃいけませんけども、今回そこまでの人が出てこなかった。これがやはり大事な点だろうと思っています。

さらには、やはり条件不利地を含む南部町全体のことを考えれば、やはり地域の共同体や地域性の推薦であったり、支持であったり、このことはやはり重要な課題であろうと思っています。これから先々の将来にわたっては、まだまだこの農業委員会の問題は、言ってみれば、この法が言ってますように認定農業者を中心にするということは将来的には可能かもしれませんが、これまで60年続いた地域と密着した農業委員会制度を急速にハンドルを切るということは、いささか私は危険があらうということで、認定農業者まずはありきということではなくて、もう少しソフトにこの農業委員会というものを地域の皆さんから御推薦いただきたいということで、あえて認定農業者を過半数以上出してくださいということは、私の口からはお願いをいたしておりません。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 産業課長、芝田卓巳君。

○産業課長（芝田 卓巳君） 産業課長です。それでは、私のほうから事務的なことをちょっと説明させていただきます。

まず最初に、真壁議員さんのほうから言われました規則、要綱の件ですけれど、これ4月の6日ですんで、16日とか言われました、4月の6日に制定しておりますので、お願いいたします。

それと、町内の認定農業者の数でございます。認定農業者の法人が4法人ございます。個人の認定農業者の方、26名いらっしゃいます。

それとあと、募集の期間内で数が少なかった点ですが、その募集内に応募があった方優先というわけにはやはりいけないと思います。県内でも同じような事例がございまして、延長されて同じ土俵の中でその総数の中での選考ということで実施されておりますので、そのように御了解のほうをお願いしたいと思います。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長が答えてくださった認定農業者の考え方について、町長の考え方よくわかりました。

私がお聞きしているのはそういうことではなくて、私も今のこの時期に農業委員、認定農業者がたくさん占めることをよしとしない立場から聞いているんですよ。そうであれば、先ほど課長が述べてくださったように、法と要綱の中では、2分の1規定ではなくて4分の1にすることができるといこともあらかじめ決めてるわけなんですよ。ということは、南部町は始まるころから4分の1以上だということは決めれることができたわけなんですよ、そうですよね。でも、そこで疑問が出てくるのは、地域振興区に出した場合に、2つの例ですよ、農業委員が、町長がおっしゃった各地域から認定農業者がたくさん出ることを想定する場合、もう一つ、誰も出てこなかった場合、それがあつたのではないかとということ言ってるんですよ。

私は、町長の考えてること賛成ですから、当初から南部町は農業問題に対してどういう責任を持っていくかというあり方と、地域の状況と中山間地域の農業を考えた場合に、認定農業者で過半数占めることをよしとしないで、4分の1以上ということができたのではないかとという点であれば、その要綱を最初からつくっておいて募集をしていくべきではなかったかということ聞いてるんですよ。とりわけそこから矛盾として上がってくるのは、地域振興協議会に認定農業者を入れてくれというようなことできませんから、地域から選んでほしいといった場合には認定農業者がたくさんになる場合もあるし、ゼロになる場合もあったわけですよ。その場合、どうしようと考えたわけですか。何が言いたいかということ、全て地域振興協議会に募集を依頼するのは矛盾があるのではないかとことを言ってるわけなんですよ。

次のところでも質疑できますよね、個人的な質疑できなければあれですけども、お聞きするのは、町長に問うていますのは、例えば私たちは本来、選挙であったものがこういうふうに町長の

選任になって、なかなか自主性という点で難しいなと思うんですけども、国が決まってきた以上、反対すれども、どうしたら幅広く南部町の農業をしてる方の意見が活かされているかということと考えたら、例えば農事実行組合、JA、女性団体、いろいろありますよね。そういうところから幅広く地域を超えた形で推薦できる方法が一番よかったのではないかと思うし、今後もしするのであれば、3年後、そういうふうに変えていくべきやないかという意見持ってるわけなんですよ。そういう意味でいえば、法や要綱に規定している認定農業者の数一つ見ても、地域振興協議会等に依頼していくというやり方では、幅広く公正な選び方、推薦の方法できないのではないかという点についてどう考えてるかという点です。

ついて、次の議案のときでも質疑できますよね、質疑はできるんですよ。

○議長（秦 伊知郎君） できます。

○議員（13番 真壁 容子君） そのことについてちょっとお答えください。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。まず、4分の1規定というのをあえて最初からそれを意識したわけではございません。もちろん、法の趣旨が2分の1以上だということですし、どういふ方が出てくるかわからない中で、最初から門戸を狭めて4分の1だというようなことは少しおかしいだろうと思います。したがって、結果の中でどう判断するのかということになったわけでございます。

それから、7つの振興協議会の中で、確かに1人ずつそこから出ていただいて、さらには4人が認定農業者であって、地域の皆さんから厚い信頼があると、これが一番の、私のほうとしては地域性もあり、これまでの60年間をうまく継承して新たな農業委員会制度につながられるなど、私も思わなくはなかったんですけど、なかなかそういうわけにはいかなかったというのが結果でございました。しかし、振興協議会もそうですけど、それを構成しています、私が先ほど申しました構成しています区長様方に、これからの農業が大きく変わるという意味合いも含めて区長様方に、私もほぼ全員だと思いますけど出かけていって御相談したわけです。農業委員会制度が変わる、地域の農業や地域のことを1回見直すいいチャンスだろうということで、その話をしに参った次第です。地域性を大事にしたということで、同じその地域の中から2人、3人と出てそこにこだわったり集中するようなことは、まず私は今の段階では、国は違いますがね、私は南部町の中では、今はまだよしとする段階ではないだろうと、このように思っています。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長が振興協議会にお願いに行った思いというのはよくわかりま

した。

そこで聞きます。町長は、振興協議会にお願いするときに、各振興協議会ごとに7人の枠ですから、できたら1人ずつお願いしたいという言い方をしたのかというのが1つです。

それと、どこが答えるかわかりませんが聞きますが、18人いた農業委員を7人にしてきたですね。国の基準では、適正化推進員置く場合には現行の農業委員が約半数になってもいいだろうという見解示されていましたが、半数以下です。都合のいいこと言えば、振興協議会の数と同じ人数の農業委員になっています。これを見れば、私たちが最初説明受けたときに、その後、振興協議会でと言って、ああ、ということは、振興協議会ごとに出せてというような感じで7人になったのかなというふうに感じたんですけども、農業委員会を新たに選ぶときに7人としてきた理由について教えてください。

それと、3つ目、先ほど言った選考の応募と期日の問題ですね。私は、ここに書いてある選考期日までに定数に満たなかった場合は再度応募をかける。こういうふうにはちゃんと明記しておくべきではなかったかというふうに思うんですよ。要は、7人になるまで公募かけますよと、こういうふうにしておかなければ次に行きますよということにならないと思いませんか。なぜならば、7人でも選考しますよと書いてないんですよ。7人だったらそのままいくと書いてありますから、そうですね。それでもう一回聞くんです。もう一回聞きますね。それで、7人だった場合は選考委員会を開く予定ではなかったのですか、それ聞きます。

○議長（秦 伊知郎君） 産業課長、芝田卓巳君。

○産業課長（芝田 卓巳君） 産業課長です。まず、選考の期限を延ばすという件ですが、募集要項のほうに、今ちょっと募集要項が手元にございませんであれなんです、見落とし、記入のほうできていなかったということであれば、こちらのほうの事務的な確認といいますか、その辺のフォローがちょっと緩かったんではないかというぐあいに反省するところです。

それと、農業委員さんの人数を7人ということに決めた理由についてですが、今18名なんです、この後、最適化の推進委員さんというものを選任するようにしております。その最適化の委員さんが100ヘクタールについて1名というぐあいになっておりまして、南部町の耕地面積が約1,220ヘクタールございます。その中で100ヘクタールのうちに大体、最適化の委員は1名をすることというぐあいになっておりますので、その辺から考えまして最適化の推進委員は10名から12名程度が妥当だろうということも要件の人数の一つになっております。

それとあと、もう一点ぐらいあったように思いますが……（「あと町長が答える」と呼ぶ者あり）町長が答えられればいいですか。あとチラシが今……。

○議長（秦 伊知郎君） 課長、確認して教えてください。

○産業課長（芝田 卓巳君） ちょっと待ってください。

それと、済みません、募集のチラシの件で最初に答弁しました、今ちょっとチラシが出てきました。そちらのほうには、申し込み状況によっては受け付け期間を延長するというので記載をしてございました。申しわけありません、私が確認ができておりませんでしたので。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに質疑……。

町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。少し振興協議会とそれを構成する区長さんとのことで混乱があるといけませんので、町長としては振興協議会に何人出してくださいという話をしに行ったわけではないんです。町長として私が各振興協議会に行きましたのは、それを構成します区長様方とお話しができる絶好の機会ございまして、三鴨議員の一般質問にありましたように、他の項目もあわせてこの機会に農業委員会制度が変わる、さらには、その中で非常に重要なことですので、ぜひ地域の中でこの人はという人を御推薦いただきたいということを農業委員会制度のことを含めてお話し行ったわけです。現にたくさんの方を御推薦いただいた振興協議会もありますので、そこで1名に限定した言い方を私どもがしたかどうかというのは私も定かには覚えてませんが、7にはしましたが、それが各1名ずつここから出してくださいというところまでは言ってないのではないかなと思っています。結果としてそういうことではなかったということも含めて御理解いただきたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 1番、加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） 加藤です。3月議会の経済常任委員会の際に真壁議員がした質問の確認ですけれども、真壁議員が企画政策課の際に質問されてると思いますけれども、3月議会の最中に企画政策課と地域振興協議会の会があったときに、その会に産業課、農業委員会のほうから参加されて、そのときに農業委員の推薦を頼んでる。そのとき、各協議会に1名ずつ、そういうふうな話があったんじゃないでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 産業課長、芝田卓巳君。

○産業課長（芝田 卓巳君） 産業課長です。確かに3月中に振興協議会のほうに出かけて……。出かけたという話ですかね。連絡会の話ですか、済みません。

○議長（秦 伊知郎君） もう一度、質問のほうを。

○議員（1番 加藤 学君） 連絡会だったと思います。

○産業課長（芝田 卓巳君） 2月ですね。

○議員（1番 加藤 学君） 3月です。3月の議会中です。正確には農業委員の説明があったときに……。

○議長（秦 伊知郎君） 休憩します。

午後2時15分休憩

.....

午後2時18分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開します。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第45号、南部町農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上とすることについてを採決いたします。

議案第45号は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決されました。

議案第46号、南部町農業委員会委員の任命について、質疑ありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 先ほど候補者名簿の7名を連記した名簿をいただきました。そこでの質問です。

選考基準に1、2、3、4、5と振ってあります。この5についての質問です、1つは。この選ばれている12人のうち7名の全てが選考基準5となっています。5が含まれています。5というのは団体推薦ということです。この場合、個々7名についてお聞きいたしますが、この選考基準の5というのは、それぞれの候補者の団体推薦というのはどういう団体が推薦してきたのですかというのが1つですね。

それと、2つ目、この中には2の中立委員というのが入ってなくて、先ほどの町長のお話では6番の番号の方について、この方は中立委員も兼ねるといふふうにおっしゃいました。

そこで聞きますが、中立委員というのは利害関係を有しない者をと書いてありますので、この

方が2に該当する、ここに書いていないんですけどもね、選考基準2とするのであれば、そちらのほうから資料でここに2を追記するという訂正がなかったらいけないのではないかというのが1つと、それと選考基準2とするに当たって、この方が中立の委員だということがわかる説明をしていただきたいが2つ目ですね。

3つ目が、この中に1番のいわゆる認定農業者等というところで2名が上がっています。この認定農業者等、認定農業者だけ……。3名ですね。認定農業者じゃなくて、認定農業者等にするについては、中身がどんなのかということは全協でお聞きしてきたところです。

そこで聞きますが、この3名についてはそれぞれ認定農業者なのか、認定農業者等に当たるのか、等であればどこに該当するのかというのを教えていただきたい。

4つ目が、12人のうち5名が絞られてきました。ここで外された5名についてはどういう理由で外されたのかということですよ。番号についていえば、恐らく選考基準に含まれてる、多いところから選ばれたと思うんですけども、それについてはどうなんでしょうか。私たちの手元やホームページの中には候補者の全員の名前が出てるわけですね。その方々について候補者としてした分、選考から外れた分の違いというのはどこだったのかというの、ちょっと教えていただけないか。

○議長（秦 伊知郎君） 産業課長、芝田卓巳君。

○産業課長（芝田 卓巳君） 産業課長です。それでは、まず1点目の推薦団体でございますが、これは全て地域振興協議会でございます。

それと、2点目の中立委員ということで資料のほうを、6番の方が中立委員でございますが、そちらのほう、中立委員の記載が漏れてございましたので、資料につきましてはまた後で訂正ということで御了解のほうをお願いしたいと思います。

それと、中立委員の根拠ですが、この方、耕地面積ございませんで、全く農業には携わっておられないということからの中立委員という意味合いでございます。

それと、認定農業者等ですけど、認定農業者は、糸田雅樹さんが認定農業者でございます。そのほか、恩田さんと庄倉さんは準ずる者ということでございまして……。待ってくださいよ、何に当たるかな、あと。何に当たるかですよ。要件が恩田さんは親族ですね、認定農業者の行う経営に参画する親族という、条文でいいますと（ロ）に当たります。それと、庄倉さんにつきましては、条文の（ト）というところで、まとめますと人・農地プランにある法人の役員ということで、規則でいいますと（ト）ということになります。

あと、私も選考委員としておりましたが、外されるといいますか、今回候補者に選ばれません

でした5名につきましての理由につきましては、町長も言いましたように地域性及び団体推薦、そのほかいろいろと選考基準を皆さん選考委員の中で議論をされました結果でございまして、特に項目がどうのこうの、至らないというか、そういうところではございません。最終的にやはりこの7名が評価のほうが高かったということで御理解をいただきたいと思います。私からは以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 名簿が出てきておって、1人ずつについてどうのこうの言うものではありません。あらかじめ断わっておきますが、あくまでも選考についてどうだったのかという事聞いております。

先ほどの町長、聞いてて、1番の選考基準の5というのが全て7人入っているわけですよ。ということは、どの項が出てきても団体推薦、周りから賛同を得ていることを考慮しているというところが入っている。そのことと、町長が地域振興協議会に推薦依頼をしたこと考えた結果も考えた場合は、この5が地域振興協議会だけなんですよ、団体推薦というのが。この構図ができ上がるということは、将来同じやり方したら地域振興協議会の推薦がなかったら出れないということになるんですよ。これは定められた、国が基準を示した推薦ないし1人ずつが立候補してもいいということが保障されてないことになるではないか、その疑問ですよ。今の方がいけないと言ってるんじゃないですよ。そういう仕組みをつくることに問題があるのではないかということ言ってるわけなんです。そういう点でいえば、先ほど私が示させていただいたように、他町村でやっているような例えば実行組合とか、各集落の認定農業者の集まりとか、法人がこの人を出したいと言ってくることももちろんオーケーですよ。女性団体やいろんな団体、消費者団体出すのオーケーですよという仕組みに変えていかないと、南部町では振興協議会がしない限りだめだということになるんですよ、そう思いませんか。その辺をぜひともお考え願えないかということ意見を言っているのですが、どうでしょうか。

それで、これ全く個人についてはとやかく言うものではありませんが、そういうことから来るものだから聞かないといけなくなるんですけども、例えばこの6番の、2番だと、中立性を保つてと言われる方の理由がどう言ったかということ、耕地面積持っていないから中立者だと言ったんですよ。耕地面積持っていない住民いっぱいいます。なぜかということ、振興協議会が推薦してきたからでしょ、そういうことになりますよね。（「地域性もある」と呼ぶ者あり）そうですね。地域性ってほかにもあるんですよ。言ってみれば、農家が少ない東西町だけが未来永劫に中立者を出すかということになるわけですよ、そういうことになってくれば。こういう割り振りす

ればね。ということは、地域振興協議会ごとに推薦割り振りするというのは、農業委員会のそもそもの選考のあり方からして問題があると言わざるを得ないのではないかと思うんです。

それで、申しわけないですが聞きますので、この6番の中立の方というのは、この要綱に示されているように、どのような委員であっても、農地等の最適化の推進に識見を有して農業の実績に精通しており、公正中立で、かつ客観的な立場での判断、相談、調査、指導、その他農業委員の業務として適切な業務ができるよということを判断した根拠を教えてくださいませんか。この方についてそういう判断して推薦したということを教えてくださいたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 産業課長、芝田卓巳君。

○産業課長（芝田 卓巳君） 私のほうからですが、補足といいますとあれなんです、ちょっと前回、前回いいですか、説明不足がちょっとあったかもしれませんが、補足ということでさせてもらいますと、団体推薦の件ですが、今回選考された皆さん、確かに団体推薦でございます。そのほか5名選ばれなかった方のうち4名も同じく団体推薦ということでございますので、補足で説明をさせていただきます。

それと、中立委員さんですが、耕作面積のことを言いましたが、農業の関係の利害関係がない者というのが中立委員ということになっておりまして、利害関係といいますとやはり農地に絡む利害関係ということがございます。その辺のところから全く農業、農地、関係のない方、この方は中立委員として当然認められるもんだらうというところでございます。振興協議会のほうで推薦をされたわけですが、その中での推薦理由としましても、やはりそういったこれまでのこの方の経験のことを書かれ、若干つけ加えられて推薦をされておられます。ふさわしい方だということでございますので、その辺も選考委員の皆さんで一致した見解になったということでございます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 3回目だないかいな。（発言する者あり）もう一回あります。（「町長、答弁なし」と呼ぶ者あり）

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 何回も言いますが、先ほど課長がおっしゃった12名のうち5名が外されたんだけど、そのうち4名は振興協議会の推薦ですよとおっしゃいましたが、そのことが、私が言っております団体推薦が地域振興協議会に限られてるじゃないかということについて、何も説明になってないんじゃないかと思うんですよ。要は、私が言ってるのは、南部町では1回目の選挙で地域振興協議会推薦じゃないと出れないよという構図をつくってしまったということ言っているんですよ。それは新しい農業委員会の選考を示す、国が示す基準にも反しているんで

はないかということ言ってるので、十分お考えいただきたいということについて、町長、お答えしていただきたい。

それと、この7名というのは、やっぱり18名いる農業委員のうち11名が適正化推進員に回ってもらって、残りの7名を農業委員にしようというふうに考えたということではないでしょうか。

もう一つ、先ほどのこれ見て皆さんもわかるように、3名をのけてみんながあと現況、農業委員ですよ。あとそれぞれの方々が農業なさっているかと思うんですけども、6番のほうの中立的なという方についていえば、それぞれの経歴というんですけども、町長が選任してくるんですけども、議会の承認がなかったらできないということ見れば、振興協議会がそれぞれの理由で推薦してきたんだから、選考委員も認めたんだからそれでいいのだというのでは議会に対する説明になっていないと思うんです。

先ほど言うように、こちらが示す、個人的なことには何にも、公正中立か客観的な立場で地域振興協議会は、どのような理由でこの方を推薦してきたのですかということについてはお答えくださらないといけないのではないのでしょうか。その点と、町長、最後の質問ですから、先ほど言ったこのやり方、振興協議会の推薦がなきゃ出れない構図をつくるということは、この法律の趣旨からしても問題あるのではないかという点について、どのようにお考えでしょうか。

あと、もう最後ですね、言いますが、今後、次にこの任命について審査して、それぞれの可否をしたいと思います、私どもが反対しますが、その理由については個人についての反対ではなく、この選び方、選考の仕方に問題があるという点で反対をするということですので、それを意思表示しておきます。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。12名もの方からこうやって農業委員に手を挙げていただいたということに、非常にうれしく思いますし感謝をしたいと思っています。図らずも7名になっていただくわけですし、どうしてもそこを選考委員会の中で一生懸命、御議論いただいたというぐあいに思っています。決してこの中の7名から外れたからといって南部町の農業の中で一つも劣るものではないとは思いますが、御苦労の中で何とか7名に絞っていただいたというのは、ここにあります選考基準の中を照らし合わせながらやられたんだと思っています。

真壁議員が今聞かれました、振興協議会の推薦がなければ農業委員になれないようなことなのかということについては、これは私は決してそういうことであってはいけないと思います。ただ、地域性というのはやはり大事にしなくちゃいけないだろうと、今のところはですね。これは何

年続くかわかりませんが、例えば里部ばかりの中、大型農業ばかりやっている認定農業者の方が5人、6人と占めて、それをよしとするというのはいかがなものかなというぐあいに今のところは思っています、法律はそういうことを望んでいるわけですし。したがって、地域性というのは少し大事にせんといけんじゃないかと。3年間の任期の中で農業委員の皆様方とまたお話しする機会もあると思いますので、今後のあり方だとかそういうものをこれからまた考えていきたいと思っていますが、団体はいろいろな団体の中から出てくるのはいいでしょうけども、ただ、やはり地域性というのは今のところ私は必要なんじゃないかなと、このように思っています。

○議長（秦 伊知郎君） 8番、板井隆君。

○議員（8番 板井 隆君） 済みません、さっきの町長の答弁入れて、ちょっと私も質疑をしておきたいです。

今の今回の農業員の7名、地域性が本当に大切なんだということなんですけれど、やっぱりテレビを見ている町民さんとか、また農業に直接かかわってない方については何なんだというふうに思われると思うんですけれど、課長のほうからでいいですので、農業委員の役割ですね、その辺をちょっと説明をしていただけませんかでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 休憩します。

午後2時36分休憩

午後2時36分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開します。

産業課長、芝田卓巳君。

○産業課長（芝田 卓巳君） 産業課長です。簡単に説明させていただきますと、これから農地の荒廃というものが大変危惧されるというところがございますので、そちらを防ぐために農地の利用の最適化といたしまして、担い手の皆さんへできるだけ農地利用を集積、集約していくということで、耕作放棄地の発生や防止や解消、それと新規の参入の促進を進めるというようなことが重要な役割として農業委員に課せられております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 8番、板井隆君。

○議員（8番 板井 隆君） それは多分、農業委員会、これから決まる農地利用最適化推進委員さんも含めた全体的なものです。農業委員、今、県からも委嘱されて、南部町と、もう一つどこかですか、例えば農地転用するとかそういったことの部分ですね、私が聞きたいのは、農地

転用の許可を出したりとか、それから農地法に基づいて所有権を移譲するとかそういったのが農業委員の仕事で、さっき言われたのはもう農業委員会、今度できる全体的なものだというふうに私は理解してるつもりなんですけれど、そうなったときに、過去の農業委員というのは各地域から、今、地域性が必要なんだと言われますけど、今までの農業委員というのも公選ではあるんですけど、各地域から選ばれて出た方だと思います。それなぜ地域かということ、その地域の農業委員さんをお願いがしやすいということがあったと思うんですけど、その辺の地域性というものについて、この新しい7人の農業委員としての役割というものはどういうふうに考えておられますか。

○議長（秦 伊知郎君） 産業課長、芝田卓巳君。

○産業課長（芝田 卓巳君） 産業課長です。先ほど私が言いました農業委員の、農業委員会の全部の役割だということをおっしゃられましたが、やはり農業委員会には農業委員さんが今回、今度から議決権を持たれます。その中で、そういう先ほどの言われた農地転用等の問題もそうなんですけど、それを中心になってやっぱり法的に意思決定を農業委員さんはしていただくということになっておりますので、特に農業委員会イコール農業委員さんプラス最適化の利用推進委員さんになるんですけど、細かくそれはしちゃいけないとかそういう問題ではございませんで、農業委員の最適化推進委員さんが確かに現場のほうでの相談とかというのは主にメインにされる位置づけになってくるんですけど、農業委員さんも各地区におられて、その最適化の推進委員さんと密に連絡をとってその地区の農地の集約等に業務として行っていただくというものでございます。

○議長（秦 伊知郎君） よろしいですか。

8番、板井隆君。

○議員（8番 板井 隆君） その辺はよく今までの説明でもきょうの説明でもわかりました。結局、農業者の代表であるという、要するに地域の農業者の代表であるということが一番だというふうに思ってます。

さっきからいろいろと質疑がある中で、地域振興協議会で、何で7人だったということだったんですけど、やはり地域の代表、そして地域の農業の集約化、そして集積、そして発生防止を防ぐ、耕作放棄地を防いでいくという大きな役目プラス今までの権利の移転とかそういった農地の転用を含めてこれからやっていただくということで、やっぱり地域性というものが一番大切じゃないかなと思ってますけど、町長、どうでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 私もそのように思っています。安倍総理が息をのむほど美しい日本の農地と、それを守るんだという意気込みでこのものを出されたというぐあいに覚えています。もう少しこういう中山間地の農地を守ることには違った意味もあるんじゃないかなと私も思っています。

従前は、先ほども言われましたように、農業委員会の一番の仕事は、農地法等によりその権限を持つということが、これまではそれが必須事項です。任意事項として担い手への移譲だとかそういうことが任意事項だったのが、今度はこれが必須事項になります。そして、合議体として今の7名の方たちが最終的に判断をするということですので、担い手への農地の集約だとか集積だとか、それから遊休農地の発生の防止であったり、新規参入ですよね、ある株式会社がその中に入ってくるだとか、こういうことに対してもこの農業委員は新たに権限を持って責任を持ってやっていただくと。したがって、地域性があったり専門性があったり、いろいろな多様な判断がこれから必要になろうと、このように思っています。地域性は、やはり今では大事なことだろうと私も思っています。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第46号、南部町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

提案されました1人ずつの採決を行いますので、起立によって採決いたします。

まず、糸田雅樹君の任命に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、糸田雅樹君の任命は、原案どおり同意されました。

続いて、市川春樹君の任命に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、市川春樹君の任命は、原案どおり同意されました。

続いて、井上雅夫君の任命に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、井上雅夫君の任命は、原案どおり同意されました。

続いて、恩田一秀君の任命に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、恩田一秀君の任命は、原案どおり同意されました。

続いて、庄倉三保子君の任命に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、庄倉三保子君の任命は、原案どおり同意されました。

続いて、竹内友夏君の任命に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、竹内友夏君の任命は、原案どおり同意されました。

続いて、野口孝志君の任命に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、野口孝志君の任命は、原案どおり同意されました。

ここで休憩をとります。再開は2時55分にします。時間が迫ってますので、よろしくお願います。

午後2時44分休憩

午後2時55分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

日程第11 発議案第4号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第11、発議案第4号、議会における地方行政調査についてを議題といたします。

提出者である地方行政調査特別委員会委員長、三鴨義文君から提案理由の説明を求めます。

地方行政調査特別委員会委員長、三鴨義文君。

○地方行政調査特別委員会委員長（三鴨 義文君） 地方行政調査特別委員会委員長、三鴨でございます。発議案第4号について御説明いたします。

.....
発議案第4号

議会における地方行政調査について

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

平成29年6月23日 提出

提出者 南部町議会地方行政調査特別委員会委員長 三 鴨 義 文
南部町議会議長 秦 伊知郎 様

.....
——別紙に内容を書いておりますので、読み上げて提案にかえます。

.....
議会における地方行政調査について

1. 目 的

地域の実情に応じた自治体行政を推進するため、先導的役割を果たす議会としての役割が益々重要となってきている。

少子高齢化及び人口減少が危惧される現在、地域においてこれを乗り越えていくために、住民同士の思いやりと絆の醸成。さらに住みよい地域の形成を図っていくことが大切である。

また、南部町外の方に移住・定住をしてもらうために、魅力ある南部町を発信していくためには、町はどのような対策をとっていかなければならないか。さらに、地域公共交通のあり方等について議会として、深く研究する必要がある。

2. 調査事項

- (1) 小規模多機能自治体について
- (2) 移住定住促進施策について
- (3) 子育て王国まちづくり事業について
- (4) 大学等誘致政策について
- (5) 地域公共交通網形成計画について

3. 調査地

- (1) 島根県雲南市
- (2) 島根県浜田市
- (3) 岡山県笠岡市
- (4) 岡山県総社市
- (5) 岡山県高梁市

4. 調査期間

平成29年7月5日～7月7日のうちの3日間

5. 経 費

予算に認められた範囲内

6. 調査の方法

地方行政調査特別委員会による関係者からの聞き取り及び現地調査による。

.....
以上、提案いたします。

○議長（秦 伊知郎君） ただいまの説明に対して質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

本件は、お手元に配付の原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、発議案第4号は、原案どおり可決されました。

日程第12 発議案第5号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第12、発議案第5号、南部町飲酒運転根絶宣言に関する決議についてを議題といたします。

提案者である議会運営委員会委員長、板井隆君から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、板井隆君。

○議会運営委員会委員長（板井 隆君）

.....
発議案第 5 号

南部町飲酒運転根絶宣言に関する決議について

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出する。

平成 29 年 6 月 23 日 提出

提出者 南部町議会議会運営委員会委員長 板 井 隆

南部町議会議長 秦 伊知郎 様

.....
別紙決議文については、景山副委員長のほうから朗読をしていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（秦 伊知郎君） 副委員長、景山浩君。

○議会運営委員会副委員長（景山 浩君） 副委員長です。それでは、決議書を読み上げます。

.....
南部町飲酒運転根絶宣言に関する決議

交通事故のない、安全で安心して暮らせる社会の実現は、町民全ての切実な願いである。しかしながら、全国で飲酒運転による危険性や違法性が再三にわたって指摘されているにもかかわらず、依然として飲酒運転による痛ましい交通死亡事故が相次いで発生し、まことに憂慮すべき事態となっている。

飲酒運転根絶のためには、運転者の交通安全意識の向上はもとより、家庭や職場、更には地域が一体となって、「飲酒運転は絶対にしない・させない」という強い意志を示すことである。

よって、南部町議会は飲酒運転を根絶し、安全で安心して暮らせる南部町を実現するために、次のとおり住民とともに実践することを誓い宣言する。

- 1 運転するなら酒を飲まない
- 2 酒を飲んだら運転しない
- 3 運転する人には酒を勧めない
- 4 酒を飲んだ人には運転させない

以上、決議する。

平成 29 年 6 月 23 日

鳥取県西伯郡南部町議会

.....

以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ただいまの提案説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

本件は、お手元に配付の原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、発議案第5号は、原案どおり可決されました。

日程第13 発議案第6号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第13、発議案第6号、憲法尊重擁護義務の厳守を求める意見書を議題といたします。

提案者である真壁容子君から趣旨説明を求めます。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 先ほど議長が読み上げてくださった意見書を提案したいということで発議させていただきます。貴重な時間いただいてちょっと説明させてください。

発議案第6号

憲法尊重擁護義務の厳守を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

平成29年6月23日 提出

提出者 南部町議会議員 真 壁 容 子

賛成者 同 亀 尾 共 三

賛成者 同 加 藤 学

南部町議会議長 秦 伊知郎 様

.....

——別紙の意見書（案）を読み上げさせていただきます。

.....

憲法尊重擁護義務の厳守を求める意見書（案）

1947年に施行された日本国憲法は、今年で70周年を迎えた。70年間、憲法が維持されてきたのは、国民主権、基本的人権、恒久平和など憲法の理念が国民に支持されてきたからである。

ところが、安倍晋三首相は「憲法9条3項に自衛隊を付け加える」「2020年に施行する」ことを公言した。自民党総裁の任期を3期9年に延長し、任期内に憲法改正を成し遂げようとの異様な態度である。

海外での武力行使を容認した自衛隊をさらに「合法化」すれば、9条1項の「戦争放棄」や2項の「戦力不保持、交戦権否認」は意味をなさず、憲法9条そのものが「空文化」することになる。自衛隊は、海外で無制限に武力行使が可能となり、日本は「戦争する国」への道を歩むことになる。NHKの調査では、「9条改正」の「必要あり」25%、「必要ない」57%となっており、国民の意思は明白である。極めて乱暴な進め方はやめるべきである。

くわえて、憲法99条は、国務大臣、国会議員などは「憲法を尊重し擁護する義務を負う」と明記されながら改憲を先導するばかりか、行政府の責任者でありながら、立法府の憲法審査まで口を挟むなど、安倍総理の一連の言動は二重三重に許されるものではない。

このような首相の姿勢は、最も憲法を順守すべき自衛隊制服トップの河野克俊統合幕僚長にまで広がっている。自衛隊が「憲法に明記される」ことは「非常にありがたい」などと、公然と安倍首相の改憲発言を支持する事態である。「安倍政権の暴走」も「自衛隊の独走」も絶対に容認できるものではない。

今求められているのは、憲法を変えることではない。憲法を政治・経済・外交など全てに生かして、国民のくらしや福祉を向上させ、個人の人権や民主主義、平和を守ることである。

よって、本町議会は国に対し、憲法尊重擁護義務の厳守を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年6月23日

鳥取県南部町議会

【提出先】

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣

提出先として予定しておりますのは明記してとおりです。

以上、読み上げました意見書について審査していただき、御賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） ただいまの趣旨説明に対して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論ありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

5番、白川立真君。

○議員（5番 白川 立真君） それでは、この意見書採択すべきでないという立場で討論してまいります。

この意見書は、憲法改正するなという意味だと思います。委員の皆さんは、現行憲法のもとで本当に平和や個人の人権が守られていると思いますか。数十年にわたって北朝鮮工作員による日本人の拉致行為が明らかとなっております。我が国に不法侵入し、善良な市民をさらっていくというものです。後に北朝鮮工作員の証言によれば、13歳にして拉致された横田めぐみさんは、40時間という長い間、爪が剥がれるまで船内をかきむしり、お母さん、お母さんと泣き叫んでいたそうです。いまだに多くの拉致被害者は、日本の土を踏んでおりません。拉致行為は、誘拐事件ではありません。北朝鮮という国家による侵略行為であります。現行憲法では、国民の生命や人権を守ることに十分に対応できないと考えております。現行憲法は、何のために、誰のために存在しているのか考えさせられます。

少し時間を巻き戻してみれば、敗戦後の1946年、昭和でいいますと昭和21年の6月、第91回帝国議会において憲法のもとになりますマッカーサー憲法草案が可決されました。日本政府が考案した草案は、当然に日の目を見ることはありませんでした。

現行憲法がつくられてから70年という時間が流れました。長きにわたり一度も改正されていない憲法ですが、大いに気になるところがあります。我が国の領土や日本国民は一体、誰が守るのかという点です。9条を含め、どこの条文にも出ておりません。それはなぜでしょうか。ここは重要なところなので、よく聞いていただきたいと思います。

マッカーサー憲法草案が可決された時期に注目していただきたいと思います。日本は、GHQ

の占領下に置かれておりました。占領のルールとして、アメリカを中心とするGHQが日本を守ることになるんです。占領されている日本が自衛にかかわることなど書けるはずもありません。

それから、5年という月日が流れます。1951年の秋、サンフランシスコにて我が国は連合国側に独立を認められ、いよいよ一人前の独立国として歩み始めます。このタイミングこそ憲法改正の絶好のタイミングでしたけども、70年たった今でも占領下でつくられた状態のままなんです。機運が高まり始めた今、マッカーサー占領憲法に別れを告げ、日本人がつくる、日本人のための日本国憲法をつくろうではありませんか。

マッカーサーが厚木におり立ったとき、コーンパイプをくゆらせながらこうつぶやきました。メルボルンから東京までは長い道のりだった。本当に長い長い道のりだった。私もマイルドセブンをくゆらせながらこうつぶやきたい、GHQ本部、第一生命ビルから国会議事堂までは本当に長い道のりだったと。終わりです。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

1番、加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） 1番、加藤です。くしくも昨日の新聞で憲法改正案というものが載りました。我が国を防衛するために必要な最小限度の実力組織として自衛隊を設けることを妨げるものと解釈してはいけない、これが9条の2です。さらに2が続いて、内閣総理大臣は、指揮権、総監督権を持つ。自衛隊は、国会の承認、その他民主的な統制に服する、そういった意味のことが書いてありました。

現在、憲法9条第2項の中には2つのことが書いてあります。日本国においては、陸・海・空の軍隊を持たない。そして、もう一つは、戦争する交戦権、これは認めない、この2つが唱えられております。

現在、昨日の新聞に出てきましたこの改憲案、これをそのまま読んだ限りではそれほど変わらないだろうみたいな雰囲気があります。しかしながら、これは憲法9条第2項の次に乗っかる形をとります。そうなった場合、どうなるのか。これは憲法9条第2項、これが完全に死文化してしまいます。そうなった場合、ここに書いてあるとおり、自衛隊、これは世界中どこに行っても戦争ができる、そういった状態になってしまいます。

また、先ほど白川議員がおっしゃいました北朝鮮の日本人拉致の問題、この問題と昨日載ったこの憲法改正、特に9条だけにおいてこれは載ってるんですけども、これは何か少し違うような気がします。

それと、GHQのマッカーサー憲法の話、これは全面的に憲法を改正するという話、多分、そ

ちらのほうで旧自民党が唱えていた憲法改正案、そちらのことに近いのではないかと思います。昨日新聞に載った憲法9条だけに限っているこの改正案とは少し開きがあるのではないかと思います。

そもそも現在、日本国憲法の中に憲法9条、この平和憲法と言われるものがなぜあるのか。これは第二次世界大戦を体験した日本人の方が多くいたからです。日本人の方の中で、特に高齢者の方で第二次世界大戦を体験した方の中に、戦争をしてよかったという方はいらっしゃいません。自分が戦争を体験して苦労した、戦後、食糧難に遭って苦労した、そういう方しかいらっしゃいません。

特に戦争末期、大阪、東京といった大都会では大空襲が起き、一般市民、戦争とは関係ない人が多く亡くなっております。さらには、長崎、広島では原爆が投下され、やはり一般市民の方、戦争とは全く関係ない老若男女の方が多く亡くなっております。沖縄においては日本で唯一、地上戦がありました。そして、やはり多くの一般市民の方が亡くなっています。

終戦が終わって、自分の知り合い、身内を亡くした方、こういった方がたくさんいます。そういった方々は、自分が経験した苦労、そういったことを自分の子孫、子や孫、ひいては子々孫々、そういった人間に決して体験させたくない、味わわせたくない、そういう思いがあったから今回憲法9条があるんです。決して憲法9条は変えてはならない、そういうものだと思います。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論はありませんか。

9番、景山浩君。

○議員（9番 景山 浩君） 9番、景山です。私は、この意見書の提出は必要ないものとする立場から発言をさせていただきます。

この意見書、憲法99条で遵守・擁護義務があるということに基づいて改憲の議論を一切しちやだめだといった、そういった趣旨に私は読み取れます。同じ憲法の中で、96条ではきちんと改正条項が設けられております。改正することも前提につくられた憲法の改正を議論することをやめろということは、ちょっと何かつじつまが少し合っていないのかなという気もいたします。

それと、この中で、意見書案の中でたくさん出てまいりますのが自衛隊になります。先ほど白川議員もおっしゃっておられましたが、自衛隊というものを認めるのか、認めないのかというところは、しっかりこれは今後も議論をしていくべきことだろうというふうに思います。

憲法でいえば、9条で戦力の不保持というふうになっています。ところが、自衛隊法で直接・間接的な侵略に対して我が国を防衛するための組織、戦力として自衛隊が厳然として存在をして

いますし、何かあった場合は私自身も守ってもらいたい、家族や友人や同胞を自衛隊に守ってほしいという思いもあるわけです。どっかよそに戦争に出かけていくというだけではなくて、そういった面からは非常に心強い存在であります。

ところが、憲法と自衛隊法では少し、ボタンのかけ違いといいますか、ずれがあって宙ぶらりんになっている状態が現状だと思います。私も法律をしっかりと勉強したわけではないので、どういふふうに憲法を改正していったほうがいいとかというようなことは全くよう言いませんが、ただ、現状の既にある戦力だと思います、私は。守るための戦力である自衛隊の存在がありながら戦力を不保持だと、そして攻めてこられたときには戦って守らなければならないんですけども、交戦権の放棄だという、こういう矛盾、解釈で何とかしのいできてる状態を、きちんと現実には即したようなものに変えていく議論や努力というのは今後も継続的に必要だろうなというふうに考えますので、この意見書を提出する必要はないというふうに思います。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論ありますか。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 亀尾です。私は、この発議案はぜひ採択すべきであるというぐあいに感じ、思うものであります。

実は先ほど、戦後の憲法ですね、今の憲法が発令されたのはアメリカのマッカーサーの押しつけだということだったんですけども、これは大変な間違いですよ。あのときに主権は、以前は、大戦前までは、戦前は、主権は天皇ということで、いわゆる臣民だと、一般国民はね。そういうことだったんです。しかし、初めてこの憲法が出るときに、日本の共産党なんかは特に主張したんですけども、主権は国民にあるんだと、一人の国のものではない。やっぱり平等に権利を持ってやるんだということではじめられた憲法なんですよ。決して、アメリカが言ったことも確かに少しはあると思いますが、しかし、ほとんどが日本の総意によって、日本国民の総意によってつくられた憲法です。

それで、今回一番危惧するのは、本来は、ここにもあるんですけども、権力者というのは憲法を一番守らなければならないことなんですよ。総理大臣は憲法記念日のときに、安倍総理大臣みずからが憲法を変えんといけんと言ったんですけども、行政のトップというのは執行機関をつかさどるものであって、法律に対して変えるだとかそういうようなこと言うのは、これ完全な憲法違反ですよ。こんなことは踏み込んじゃいかんですよ。そういうことをやってる。

それと、比較してみたいんですけども、私が昭和24年に小学校入学しましたが、大変に物不足でした。もう紙といえばちり紙の、ティッシュのちょっと厚いようなの、消しゴムといっ

たら靴底みたいなもんだったです。そういう状況の中で、しかし、今、経済大国と言われた、しかし、働く者の賃金は一向になかなか上がらない状況ですけども、しかし、これだけ復興した、外国から見れば経済大国だと言われるようになったのは一体何か。それは憲法9条であるように、武力を持たない、交戦はしないという平和主義を貫いたからこそ、ここまで来たんです。

ところが、サンフランシスコ条約で結ばれたんですけども、安保条約というものができて、アメリカが今、基地を置いてそういうことをやってる。そして、最近では辺野古の地域に、普天間をのくかわりにそこにつくるんだという、とんでもない話じゃありませんか。国際法では、戦勝国、勝った国が支配してはならないということが規則なんですよ。ずっと今も、70年もこういうことが続いている。

以前、冗談めいて私に言った方がありました。自衛隊ができたけども、これは外国からのものから、外国の侵略を守るということだろうと、アメリカが侵略しとるのに何で追い出さんのだと、そういうようなことを、極言ですよ、冗談半分だったんですけどそういったような人があったんですよ。日米安保条約なんかもあるがためにそういう状況になってるんです。本当からいったら国際法違反なんです、これは。こういうことをやる。

そして、米軍が起こした事故でもこの間、横浜のあの海であったでしょ、コンテナ船とアメリカの軍艦が衝突した。そのことを、日本の領海ですから当然日本のそういう調べる機関が入って調べりゃいいんですけども、日米地位協定のために日本は勝手に捜査ができないというんだ。まさにこれこそ大変な状況ではありませんか。

そして、国際的に見れば、南米のコスタリカだったはずですけども、一国は、あの日本の憲法、ああいう憲法をぜひうちの国でもしたいという。つまり、戦争をなくして武器を持たずに外交に力を入れて、そして国際的な平和を保ちたい、こういう声が出てるんですよ。

私は、北朝鮮との問題でも力で押すようなことをするのではなくて、外交というのは国際法でも認められてるんだから、これをやっぱり努めていくため、そのためにはこの世界に誇れる日本の憲法を変えるようなことはあってはならない。次の世代、未来永劫の世代にもこれはぜひ続けていくべきだということを主張して、私の討論を終わります。

○議長（秦 伊知郎君） これで討論を終結いたし……（発言する者あり）

討論ありますか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 申しわけありません。提案した者ですけども、反対討論ももう少しあるのではないかと思ったんですけども、ちょっと先ほどこれをすべきではないという意見

の中で、今回の意見書案については憲法を全く変えるなど言ってるんじゃないかという景山議員の意見がありました。ちょっとそのことについて提案した側から説明させてもらいたいと思うんです。

今回提案するに当たって私たちは、憲法尊重擁護義務の厳守を求める意見書で、憲法を変えるなど書いてないんですよ。中でそれも十分考えながらしたんですけれども、ちょっと余りにも今の安倍首相が、首相でありながら憲法99条に定められている国務大臣、国会議員などは憲法を尊重して擁護する義務を負うと言ってるのに、加えて期限を切ってオリンピックまでにするんだ、それと行政府なのに、立法府ですね、いわゆる自民党や与党に対してでも早くやれと、こういう感じで口を挟んでくる今の総理のあり方に対して、私たちは地方議員といえども憲法を守る立場からやめろという声を上げていこうではないかと。これは憲法を守る立場から、とり方いろいろあると思うんですけど、内容はそういうことなんですよ。だから、決して、憲法96条に規定されてるように国民投票で憲法を変えていく論議って大いに起こってくるかもしれないだろうと、そのことについてはするなどは言ってなくて、もしそういうふうに国民が声を上げるのであれば、私たちは憲法問題について堂々と論を交わしながら、国民多数で憲法どのようにするかということ決めていったらいいというふうに思っているんですよ。

ところが、今、議会の中には、いわゆる自民党応援なさってる方もいらっしゃるんで、その方と当然、もう野党と与党と意見が違うんだというのがあるのかもしれませんが、そこをちょっとお考え願いたいというのは、今回、自衛隊もやめさせろとかそういうこと言ってるわけじゃないんですよ。この憲法で私たちは、とりわけ憲法9条を変えるという安倍首相が自衛隊つけ加えることはどういうことかということに踏み込んでいったら、自衛隊を認めるか認めないかというような問題ではないわけですよ。

仮に私、もし次、討論なさる方がしたらお聞きしたいのは、今、自衛隊のジの字も書いていない日本国憲法のもとで世界何位という自衛力、防衛力を持つような、いわゆる軍事力持つような自衛隊ができてるわけですよ。そのどこが足りなくて憲法変えようとしてるのか聞きたいんですよ。

先ほど景山議員が言いなされた、よそから攻めてこられたら守ってほしいって、これ交戦権、自衛権は行使するということは自民党言ってるわけですよ。もう歴代の自民党が憲法9条のもとでも自衛権保障されると、こう言ってるわけですよ。それに対して野党の一つである共産党なんか、自衛隊認める認めないも、現実あるというものは認めてるわけですよ。それで、少なくとも自衛力については、これは普遍の問題であって、個別的自衛の問題は普遍の問題だということ

を言ってるわけですよ。だから、そういうことやめさせろと言ってるわけじゃないんですよ。そういうこと考えたら、今、自衛隊書き込むということは、海外で戦争する自衛隊にしていくということしか考えられないということが、今、懸念してる多くの人の声ではないでしょうか。

申しわけないですけども、安倍政権が第2次安倍政権になってから、今まで軍事力というのはずっとふえ続けて5兆円に、2016年、初めて突破したわけですよ。それだけじゃないと思いませんか。安倍内閣の危険性というのは、先ほども出た特定秘密保護法の強行とか盗聴法、それからあの戦争法ですよ、今回の共謀罪。どういうこと行ってるかって、先日でしたかフランスで武器ショーが起きましたよね。日本出たじゃないですか。三菱重工と一緒にって日本政府が行って、どこでしたっけ、そうそう、防衛装備庁というところが売り込みやってるじゃないですか。国民が知らないだけで武器三原則も崩されてきて、その中でやってることは、世界では一緒になってそういうことやってるわけですよ。

もう一つ言えば、大学の先生たちが言ってるのは、2014年に防衛省が大学研究機関との研究協力を本格化させて、大学は防衛省と一緒に研究するところの予算を18倍もふやしてきて、大学の先生方が、鳥大も島大もそうでしたよね、雄姿でしたけれども、そういう研究はしないんだということを声明上げていってるという状況なんですよ。この状況というのは、今、憲法9条持っている日本の中でちょっと異常な状態だと思いませんか。

そういう中で何をしてくるかという、残念ながら見えてきてるのは、この災害の、守るとか自衛ではなくて、この間やった、拡大解釈してあった戦争法に基づいて海外で戦争させる以外にないと思いませんか。そういうことが国民望んでいるのかことで、NHKの調査を載せさせてもらったんですよ。NHKの調査、低いほうです。朝日新聞なんかもっとたくさんの量が、反対の声が起こっていました。

加えて、きょう、6月23日は沖縄の慰霊の日ですよ。沖縄県で4人に1人、外国人も含めて20万人が亡くなったのではないかと。いまだに遺骨すら帰らなくて、その遺骨をどうするかということ新聞で出ていました。

南部町でいえば、これは旧西伯でも、改めて戦争法のとくに私、町の西伯町誌読んだときに、町の仕事として兵事というのがあって、そこで恐らく村長さんなされたと思うんですけども、赤紙を切って、これまで旧西伯では371人の方が戦没者として上がって、慰霊碑の中に入れてらっしゃるわけですよ。それを編さんされた方々に私、本当に何か胸を打たれたんですけども、その方々の中でとりわけ天津の満蒙開拓青少年団とか、満蒙開拓団や義勇軍ですよ、それらも町の仕事の中の一部として残っているわけですよ。

皆さんの中には極端なことを言うと言うかもしれませんが、戦前のことを見ていたら、今の安倍内閣のやっていることは、今の憲法の中で最大限できることやって、締めくくり共謀罪、今の自民党が3分の2ある中で憲法を変えようという動きですよ。これは私は、自民党を応援する方々も含めて、今までの自民党、そうじゃなかったのではないかと、心から言いたいと思うのです。

そういう意味では、この南部、旧西伯でも地元でも、戦争の惨禍によって苦勞なされてきた方がたくさんいらっしゃる。そういうことを考えたら、私たち、想像にかたくないと思いませんか。少なくとも今の安倍さんに、あんたは首相なんだから、首相の立場では思ってもそんなこと言ったらいけんぞという声を一緒に上げようではありませんか。

それで、本当に憲法を変えようというのであれば、首相の立場からではなくて、国民やみんなが上がってくる中で論議していくというのが本来の憲法のあり方と思いませんか。そういうことでいえば、私は今、自民党を応援する方々も含め、今の安倍さんにちょっとおかしいぞとおきゅうを据える意味でも南部町からこの意見書上げたいと思いますので、ぜひ御賛同くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、発議案第6号、憲法尊重擁護義務の厳守を求める意見書を採決いたします。

賛成、反対御意見ございました。起立によって決したいと思います。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立少数です。本案は、否決されました。

日程第14 発議案第7号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第14、発議案第7号、地方財政の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

提案者である総務経済常任委員長、三鴨義文君から趣旨説明を求めます。

総務経済常任委員長、三鴨義文君。

○総務経済常任委員会委員長（三鴨 義文君） 総務経済常任委員長、三鴨です。

.....
発議案第7号

地方財政の充実・強化を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

平成29年6月23日 提出

提出者 南部町議会総務経済常任委員会委員長 三 鴨 義 文
南部町議会議長 秦 伊知郎 様

別紙、意見書をつけておりますので、副委員長に朗読してもらって提案にかえます。

○議長（秦 伊知郎君） 副委員長、滝山克己君。

○総務経済常任委員会副委員長（滝山 克己君） 副委員長の滝山でございます。別紙のほうを朗読させていただきます。

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

地方自治体は、子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中での医療・介護などの社会保障への対応、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行やマイナンバー制度への対応、大規模災害を想定した防災・減災事業の実施など、新たな政策課題に直面している。

一方、地方公務員をはじめとした公的サービスを担う人材に限られる中で、新たなニーズへの対応と細やかな公的サービスの提供が困難となっており、人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立をめざす必要がある。

こうした状況にもかかわらず、社会保障費の圧縮や「公的サービスの産業化」など地方財政をターゲットとした歳出削減に向けた議論が加速している。とくに「トップランナー方式」の導入は、民間委託を前提とした地方交付税算定を容認するものであり、地方財政全体の安易な縮小につながるものが危惧されるものとなっている。「インセンティブ改革」とあわせ、地方交付税制度を利用した国の政策誘導であり、客観・中立であるべき地方交付税制度の根幹を揺るがしかねないものである。また、「骨太方針2015」以降、窓口業務のアウトソーシングなどの民間委託を2020年度（平成32年度）までに倍増させるという目標が掲げられているが、地域による人口規模・事業規模の差異、公共サービスに対する住民ニーズ、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視するものであり、数値目標設定による民間委託の推進には賛同できない。

本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面を担保するのが地方財政計画の役割である。しかし、財政再建目標を達成するためだけに歳出削減が行われ、結果として不可欠なサービスが

削減されれば、本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかである。

このため、2018年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、国民生活を犠牲にする財政とするのではなく、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実と地方財政の確立をめざすことが必要である。このため、政府に以下の事項の実現を求める。

記

1. 社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保をはかること。
2. 子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保および地方財政措置を的確に行うこと。
3. 地方交付税における「トップランナー方式」の導入は、地域によって人口規模・事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視して経費を算定するものであり、廃止・縮小を含めた検討を行うこと。
4. 災害時においても住民の命と財産を守る防災・減災事業は、これまで以上に重要であり、自治体庁舎をはじめとした公共施設の耐震化や緊急防災・減災事業の対象事業の拡充と十分な期間の確保を行うこと。また、2015年度の国勢調査を踏まえた人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないように、地方交付税算定のあり方を引き続き検討すること。
5. 地域間の財源偏在性の是正のため、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税へと税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。
6. 各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体税制に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応をはかること。
7. 地方財政計画に計上されている「歳出特別枠」「まち・ひと・しごと創生事業費」等については、自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、現行水準を確保すること。
8. 上記の財源措置について、臨時・一時的な財源から恒久的財源へと転換をはかるため、社会保障、環境対策、地域交通対策など、経常的に必要な経費に振り替えること。
9. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。
10. 地方交付税原資の確保については、臨時財政対策債に過度に依存しないものとし、対象国税4税（所得税・法人税・酒税・消費税）に対する法定率の引き上げを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成29年6月23日

鳥取県西伯郡南部町議会

【提出先】

内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、内閣府特命担当大臣（地方創生）

.....

提出先は記載のとおりでございます。

○議長（秦 伊知郎君） ただいまの趣旨説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、発議案第7号、地方財政の充実・強化を求める意見書を採決いたします。

本案は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおりに可決されました。

.....

日程第15 委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（秦 伊知郎君） 日程第15、委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員会、広報委員会及び議会改革調査、複合施設建設調査、地方行政調査、各特別委員会から、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長の申し出どおり、閉会中の継続調査に付すことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、各委員会から申し出のとおり、閉会中

の継続調査に付すことに決定いたしました。

○議長（秦 伊知郎君） 以上をもちまして今期定例会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。

よって、第3回南部町議会定例会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。これをもちまして平成29年第3回南部町議会定例会を閉会いたします。

午後3時41分閉会

議長挨拶

○議長（秦 伊知郎君） 閉会に際しまして、一言御挨拶を申し上げます。

6月定例議会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

6月16日に開会以来、本日までの8日間にわたり、一般会計補正予算等、当面する町政の諸案件、議員各位の真剣な討論、審議により全てを議了いたしました。極めて妥当な結論を得ましたことに対し、その御努力に対しまして深く敬意を表しますとともに、厚くお礼を申し上げます。

また、町長を初め、執行部におかれましては、審議の間、常に真摯な態度をもって御協力いただきましたことに対しまして感謝を申し上げます。

なお、今期定例会におきまして、議員からの一般質問、あるいは質疑、また意見、要望等につきましては、町政執行に際しまして十分施策に反映されますよう要望する次第であります。

さて、これから本格的な夏を迎えるに当たり、皆様におかれましては健康に留意され、ますますの御活躍なされますことをお願い申し上げまして、閉会の御挨拶といたします。どうもありがとうございました。

町長挨拶

○町長（陶山 清孝君） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

6月定例議会は、6月16日から本日までの8日間にわたり開催され、平成29年度一般会計補正予算、追加上程いたしました農業委員会委員の任命など、11議案、本日、全議案とも賛同賜り、御承認をいただき、まことにありがとうございました。

19、20日両日には、10名の議員の皆様から一般質問を頂戴いたしました。水道事業の課

題、移住定住、観光振興、地域防災力の向上、さらに農産物の直売所の課題、働き方改革や複合施設、企業の創業支援であったり、また子供たちの環境課題、健康政策、東西町の引き続き長い課題でありました運動公園の整備についても御議論をさせていただきました。現在、私たちの南部町を取り巻く多様な課題に対する問題提起ではなかったかと思えます。

それぞれの問題に丁寧な答弁をさせていただいたつもりではおりますが、議論のかみ合わなかった部分については、また不足した部分もあったと思えますので、私の勉強不足の面も多々あると思えますが、今後ともどうぞ御指導いただきますようお願い申し上げます。

いよいよ6月も余すところ1週間になってまいりました。空梅雨を思わせるような天候が続いておりますが、7月は梅雨前線による集中豪雨の月でもございます。7月1日には役場職員の防災訓練を予定し、豪雨災害から住民の命を守る防災・減災への備えを確認する予定でございます。

いよいよ暑い夏が間近でございます。どうか議員の皆様には御自愛の上、御活動いただきますよう心からお願いを申し上げます。

閉会に当たってのお礼の御挨拶といたしたいと思えます。ありがとうございました。
